

朝霞市地域防災計画案 資料編

令和 7 年 1 月
朝霞市防災会議

資料編の目次

1 連絡先等一覧	1
1-1 市役所・出張所一覧	1
1-2 消防署・消防団	1
1-3 公民館・市民センター一覧	1
1-4 清掃・し尿処理施設一覧	2
1-5 その他の市の防災関連施設	2
1-6 防災関係機関一覧	3
1-7 自主防災組織一覧	5
1-8 社会福祉施設一覧	7
1-9 病院・救急診療所一覧	13
2 条例等	14
2-1 朝霞市防災会議条例	14
2-2 朝霞市防災会議委員一覧	16
2-3 朝霞市災害対策本部条例	17
2-4 朝霞市災害弔慰金の支給等に関する条例	18
2-5 朝霞市災害見舞金支給規程	23
2-6 朝霞市自主防災資機材給付要綱	25
2-7 朝霞市防火防災訓練災害補償規則	27
2-8 朝霞市地域自主防災活動等事業費補助金交付要綱	30
2-9 朝霞市消火器設置詰替等事業費補助金交付要綱	33
2-10 朝霞市市民総合災害補償規則	36
2-11 朝霞市被災建築物応急危険度判定要綱	38
2-12 朝霞市防災士資格取得支援補助金交付要綱	40
2-13 朝霞市地域防災アドバイザー設置要綱	42
2-14 朝霞市医療的ケア児の災害時個別支援計画の作成等に関する要綱	43
2-15 朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付要綱	44
2-16 朝霞市災害による市営住宅の一時使用に関する要綱	46
2-17 朝霞市防災行政無線局管理運用基準	48
2-18 朝霞市災害派遣手当等の支給に関する条例	51
2-19 避難確保計画策定支援委員会設置要綱	52
2-20 朝霞市避難行動要支援者支援制度実施要綱	53
2-21 朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付要綱	57
3 国、県の基準等	59
3-1 被害の判定基準	59
3-2 災害救助法による救助の種類、方法、期間等	62
3-3 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）	67
3-4 火災・災害等即報要領	68
3-5 気象庁震度階級関連解説表	79
3-6 警報・注意報の発表地域区分	82
3-7 埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱	83
4 災害協定・覚書一覧	85
5 危険箇所等	90
5-1 水害ハザードマップ	90
5-2 内水ハザードマップ	91

5-3	地震防災マップ	92
5-4	土砂災害ハザードマップ	94
5-5	重要水防箇所・水位観測所	95
6	施設・設備	97
6-1	応急給水所開設場所一覧	97
6-2	小中学校受水槽施設一覧	97
6-3	防災備蓄倉庫一覧	98
6-4	災害対策本部室レイアウト	99
7	避難	100
7-1	避難場所等一覧	100
7-2	浸水想定区域内の要配慮者利用施設	102
7-3	県及び放送事業者の避難情報発令時の情報提供・連絡先	104
8	交通・輸送	105
8-1	市の緊急輸送道路	105
8-2	緊急通行車両標章	107
8-3	災害対策基本法に基づく交通規制表示	108
8-4	市内の特殊通行規制区間	109
9	各種様式	110
9-1	県報告様式	110
9-2	火災・災害等即報要領報告様式	114
9-3	自衛隊災害派遣要請依頼書	120
9-4	自衛隊災害派遣撤収依頼書	121
9-5	避難所運営のための様式	122
9-6	物資食料管理表	126
9-7	緊急通行車両確認申出書	127
9-8	規制除外車両確認申出書	128
9-9	要搜索者名簿	129
9-10	遺体処理票	130
9-11	遺留品処理票	130
9-12	罹災証明申請書・証明書	131
9-13	り災届出証明願及びり災届出証明書	133
10	用語集	134

1 連絡先等一覧

1-1 市役所・出張所一覧

番号	名 称	所在地	電話番号
1	朝霞市役所	本町 1-1-1	048-463-1111
2	内間木支所	大字浜崎 231-1	048-471-1632
3	朝霞台出張所	西弁財 1-9-26	048-467-1115
4	朝霞駅前出張所	仲町 2-1-6-101	048-452-6000

1-2 消防署・消防団

番号	名 称	所在地	電話番号
1	埼玉県南西部消防局消防総務課	溝沼 1-2-27	048-460-0119
2	埼玉県南西部消防局朝霞消防署	溝沼 1-2-27	048-463-0119
3	埼玉県南西部消防局朝霞消防署浜崎分署	大字浜崎字川端 666-1	048-470-1190
4	消防団本部	本町 2-2-30	危機管理室 048-463-1788
5	〃 第1分団	膝折町 2-3-56	048-466-9065
6	〃 第2分団	溝沼 7-13-12	048-463-8066
7	〃 第3分団	岡 2-3-1	048-462-6061
8	〃 第4分団	根岸台 3-1-1	048-462-2235
9	〃 第5分団	本町 2-2-30	048-463-3667
10	〃 第6分団	栄町 4-2-7	048-466-2377
11	〃 第7分団	大字浜崎 231-1	048-475-1766
12	〃 第8分団	大字上内間木 318-1	048-456-2013

1-3 公民館・市民センター一覧

番号	名 称	所在地	電話番号
1	中央公民館・コミュニティセンター	青葉台 1-7-1	048-465-7272
2	東朝霞公民館	根岸台 6-8-45	048-463-9211
3	西朝霞公民館	膝折町 4-19-1	048-462-1411
4	南朝霞公民館	溝沼 1-5-24	048-461-0163
5	北朝霞公民館	朝志ヶ丘 1-4-1	048-473-0558
6	内間木公民館	田島 2-18-47	048-456-1055
7	弁財市民センター	西弁財 2-2-3	048-467-1616
8	朝志ヶ丘市民センター	朝志ヶ丘 3-8-16	048-476-5755
9	宮戸市民センター	宮戸 1-2-60	048-472-2134
10	栄町市民センター	栄町 4-4-26	048-466-6515
11	仲町市民センター	仲町 1-2-16	048-464-6810
12	溝沼市民センター	大字溝沼 1057-3	048-461-8885
13	根岸台市民センター	根岸台 2-15-12	048-450-1801
14	膝折市民センター	膝折町 1-7-40	048-462-4531

1-4 清掃・し尿処理施設一覧

番号	名 称	所在地	電話番号
1	朝霞市クリーンセンター	大字浜崎 390-45	048-456-1593
2	朝霞地区一部事務組合 し尿処理場	大字根岸 770	048-467-9921

1-5 その他の市の防災関連施設

番号	名 称	所在地	電話番号
1	水道庁舎・泉水浄水場	泉水 2-13-1	048-462-3366 (時間中) 048-463-1204 (時間外)
2	保健センター	本町 1-7-3	048-465-8611
3	ゆめばれす (市民会館)	本町 1-26-1	048-466-2525
4	総合体育館	青葉台 1-8-1	048-465-9811
5	武道館	本町 1-12-3	048-461-7522
6	中央公園陸上競技場	青葉台 1-9-1	048-465-7278
7	中央公園野球場	青葉台 1-9-2	048-465-7277
8	青葉台公園 (テニスコート)	大字膝折 2-30	048-463-1333
9	溝沼学校給食センター	大字溝沼 1029 - 8	048-451-0371
10	浜崎学校給食センター	浜崎 4-13-63	048-473-6291
11	斎場	大字溝沼 1259-1	048-460-0055
12	エコネットあさか (リサイクルプラザ)	大字浜崎 664-2	048-486-0222
13	産業文化センター	大字浜崎 669- 1	048-487-6222
14	図書館 本館	青葉台 1-7-26	048-466-8686
15	図書館 北朝霞分館	大字浜崎 669-1	048-470-6011
16	朝霞市博物館	岡 2-7-22	048-469-2285
17	弁財公園 (テニスコート)	東弁財 3-12	-
18	内間木公園 (テニスコート)	大字上内間木 518-3	048-456-2282
19	溝沼子どもプール	大字溝沼 1033	048-464-0023 (開場時のみ)
20	上野荒川公園 (サッカー場)	大字上内間木 651-1	-
21	城山公園 (バスケットコート)	岡 3-386	-
22	朝霞市クリーンセンター	大字浜崎 390-45	048-456-1593
23	浜崎農業交流センター (農産物直売所)	大字浜崎 18-2	048-473-1504

1－6 防災関係機関一覧

埼玉県

番号	名 称	所在地	電話番号
1	埼玉県危機管理防災部消防課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1 危機管理防災センター2F	048-830-8151
2	埼玉県南西部地域振興センター	三原 1-3-1 埼玉県朝霞地方庁舎 2F	048-451-1110
3	朝霞県税事務所	三原 1-3-1 埼玉県朝霞地方庁舎	048-463-1671
4	朝霞保健所	青葉台 1-10-5	048-461-0468
5	西部福祉事務所	坂戸市石井 2327-1	049-283-6780
6	さいたま農林振興センター	さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎 2F	048-822-2492
7	朝霞県土整備事務所	大字浜崎 678	048-471-4661
8	朝霞警察署	栄町 5-9-5	048-465-0110
9	朝霞駅前交番	本町 2-13-51	048-461-4721
10	北朝霞駅前交番	浜崎 1-1-27	048-471-3111
11	花の木交番	田島 2-16-1	048-456-2150
12	新座防災基地	新座市新塚 5077-5	048-482-2575

指定地方行政機関

番号	名 称	電話番号
1	関東管区警察局（広域調整第二課）	048-600-6000 内線 5541, 5542
2	関東財務局（総務課）	048-600-1078
3	関東信越厚生局（総務課）	048-740-0711
4	関東農政局（企画調整室）	048-740-0309
5	関東森林管理局（企画調整課）	027-210-1150
6	関東経済産業局（総務課）	048-600-0213
7	関東東北産業保安監督部（管理課）	048-600-0433
8	関東運輸局埼玉運輸支局	048-624-1835
9	東京航空局東京空港事務所（航空管制運航情報官）	03-5757-3022 03-5756-1531（夜間・緊急時）
10	熊谷地方气象台（防災担当）	048-521-5858
11	関東総合通信局（総務課）	03-6238-1623
12	埼玉労働局（総務課）	048-600-6200
13	関東地方整備局（統括防災グループ）	048-600-1333

自衛隊

番号	名 称	所在地	電話番号
1	陸上自衛隊第三十二普通科連隊	さいたま市北区日進町 1-40-7	048-663-4241

指定公共機関

番号	名 称	所在地	電話番号
1	東日本旅客鉄道（株）北朝霞駅	浜崎 1-1-1	050-2016-1600
2	東日本電信電話（株）埼玉事業部	さいたま市浦和区常盤 5-8-17	048-626-6623
3	日本郵便（株）朝霞郵便局	本町 2-1-32	048-464-1132
4	日本赤十字社埼玉県支部	さいたま市浦和区岸町 3-17-1	048-789-7117
5	NHKさいたま放送局	さいたま市浦和区常盤 6-1-21	048-833-2041
6	日本通運（株）埼玉支店	さいたま市中央区下落合 1079-1	048-822-1111
7	東京電力パワーグリッド（株） 志木支社	志木市幸町 1-8-50	0120-995-442

指定地方公共機関

番号	名 称	所在地	電話番号
1	東武鉄道（株）朝霞駅	本町 2-13-52	048-461-0057
2	〃（株）朝霞台駅	東弁財 1-4-17	048-473-0777
3	（一社）埼玉県トラック協会 朝霞支部	志木市本町 4-11-15 第二高橋ビル 3F 清水運輸（株）	048-475-9071
4	大東ガス（株）	富士見市西みずほ台 1-2-12	049-259-1111
5	（株）テレビ埼玉	さいたま市浦和区常盤 6-36-4	048-824-3131
6	（株）エフエムナックファイブ	さいたま市大宮区錦町 682-2 JACK 大宮 11F	048-650-0795
7	（一社）朝霞地区医師会	本町 1-7-3	048-464-4666
8	（一社）朝霞地区歯科医師会	本町 1-7-3	048-465-2244
9	（一社）朝霞地区薬剤師会	西弁財 1-10-21 ブリランテ朝霞台 312	048-483-4125
10	（一社）埼玉県バス協会	さいたま市浦和区高砂 2-2-15 埼玉交通会館内	048-824-5539
11	（一社）埼玉県L Pガス協会	さいたま市浦和区高砂 1-2-1-410 エイペックスタワー浦和オフィス 東館 4F	048-823-2020

その他公共的団体

番号	名 称	所在地	電話番号
1	朝霞市社会福祉協議会	大字浜崎 51-1	048-486-2479
2	あさか野農業協同組合朝霞支店	大字溝沼 466	048-461-0032
3	生活協同組合コープみらい コープデリ朝霞センター	膝折町 4-20-15	048-465-4331
4	朝霞市商工会	大字浜崎 669-1	048-470-5959

1-7 自主防災組織一覧

番号	組 織 名	結成年月日
1	県営朝霞幸町団地自主防災会	平成9年4月1日
2	コンフォール東朝霞防災会	平成9年4月6日
3	浜崎親交会自主防災会	平成9年5月1日
4	霞ヶ丘親睦会自主防災組織	平成9年7月1日
5	仲町町内会自主防災会	平成9年9月1日
6	朝霞田島住宅自主防災会	平成10年3月29日
7	浜崎南親和会自主防災会	平成10年4月12日
8	シャルマンコーポ第2朝霞自治会防災会	平成11年9月5日
9	東かすみ台町内会防災会	平成11年6月26日
10	富士見町内会防災会	平成12年2月6日
11	東南部町内会防災部	平成12年3月25日
12	緑ヶ丘親交会自主防災会	平成12年4月1日
13	霞ヶ丘東親和会自主防災会	平成12年4月18日
14	旭通り町内会自主防災部	平成15年4月28日
15	溝沼連合町内会自主防災会	平成16年5月8日
16	溝沼第五町内会自主防災会	平成16年5月8日
17	浜崎団地自治会自主防災推進本部会	平成17年7月20日
18	霞台町内会自主防災会	平成17年10月16日
19	ルネ朝霞台グランアベニュー自治会自主防災団	平成17年11月26日
20	膝折宿町内会自主防災防犯会	平成18年11月4日
21	宮戸町内会防災部	平成19年1月4日
22	向山自治会自主防災会	平成19年10月14日
23	栄町町内会自主防災会	平成20年7月7日
24	藤和志木タワー自主防災組織	平成20年8月1日
25	コープ野村朝霞台自治会自主防災会	平成20年7月1日
26	広沢町内会自主防災会	平成20年8月10日
27	上の原町内会自主防災会	平成20年8月1日
28	朝志が丘住宅自治会防災隊	平成21年2月1日
29	朝志ヶ丘自治会自主防災部	平成21年5月10日
30	城山町内会自主防災部	平成21年5月31日
31	三原連合町内会自主防災会	平成22年5月16日
32	ベルポート朝霞自治会防災会	平成22年10月1日
33	岡町内会自主防災会	平成23年11月25日
34	朝霞台ハウス親和会自主防災会	平成23年11月26日
35	膝折団地自治会自主防災会	平成24年5月1日
36	宮戸立出町内会自主防災会	平成24年11月24日
37	桜ヶ丘町内会防災会議	平成24年11月30日
38	中央町内会自主防災組織	平成25年4月21日
39	ザ・ステイツ志木自主防災組織	平成25年5月26日
40	グローサス朝霞台自主防災会	平成25年12月1日
41	境久保町内会自主防災会	平成26年4月25日
42	東町内会自主防災会	平成26年12月1日
43	モリス朝霞台自主防災組織	平成27年5月31日
44	富士見台自治会防災部	平成27年7月1日
45	下内間木町内会自主防災会	平成28年8月1日
46	田島町内会自主防災会	平成29年10月29日
47	本町霞台町内会・自主防災会	平成30年4月22日
48	宮戸道合自治会自主防災会	平成30年11月21日

番号	組 織 名	結成年月日
49	朝霞根岸台住宅自治会自主防災会	令和4年4月20日
50	ローリエ朝霞朝霞台自治会自主防災会	令和6年9月1日
51	コーラル自治会自主防災会	令和6年10月9日
52	スマートハイムシティ朝霞自治会自主防災会	令和6年10月26日

1-8 社会福祉施設一覧

(1) 老人福祉施設

番号	名 称	所在地	電話番号
高齢者福祉施設（市）			
1	朝霞市溝沼老人福祉センター	溝沼 7-13-11	048-464-5488
2	朝霞市浜崎老人福祉センター	大字浜崎 51-1 朝霞市総合福祉センター内	048-486-2476
3	朝霞市高齢者住宅 けやき荘	朝志ヶ丘 4-5-10	長寿はつらつ 課 048-463-1921
4	朝霞市高齢者住宅 つつじ荘	根岸台 1-5-26	
5	朝霞市朝志ヶ丘高齢者地域交流室	朝志ヶ丘 1-4-2	
6	朝霞市栄町高齢者地域交流室	栄町 3-1-15 コトー朝霞中央公園 101	
介護老人福祉施設			
7	特別養護老人ホーム 朝光苑	青葉台 1-10-32	048-465-3255
8	特別養護老人ホーム 内間木苑	大字上内間木 498-4	048-458-2021
9	特別養護老人ホーム ハレルヤ	溝沼 1-5-6	048-466-2883
10	特別養護老人ホーム 花水木の里	大字宮戸 24-1	048-485-9641
11	特別養護老人ホーム 朝霞苑	大字溝沼 1231-2	048-485-8873
介護老人保健施設			
12	介護老人保健施設 つつじの郷	大字下内間木 1363-1	048-458-1117
13	介護老人保健施設 グリーンビレッジ朝霞台	大字宮戸 3	048-486-6622
14	介護老人保健施設 ケアライフ朝霞	溝沼 2-4-10	048-467-1711
特定施設入居者生活介護			
15	ベストライフ朝霞	幸町 2-17-8	048-458-5521
16	ふるさとホーム朝霞	根岸台 7-42-18	048-458-6100
17	朝霞ケアパークそよ風	宮戸 3-7-5	048-470-4120
18	コンフォルト朝霞	溝沼 1-5-2	048-423-0686
19	ニチイホーム 朝霞	朝志ヶ丘 1-7-12	048-470-5015
20	介護付有料老人ホーム みんなの家・朝霞膝折	膝折町 1-9-19	048-451-0200
21	イリーゼ朝霞	本町 1-38-7	048-451-3301
22	介護付有料老人ホーム プレザンメゾン朝霞	根岸台 7-48-77	048-460-3021
23	SOMPOケア ラヴィーレ朝霞	三原 5-3-69	048-460-4165
認知症対応型共同生活介護			
24	グループホーム 彩花	大字溝沼 806-1	048-423-4501
25	グループホーム ときわ	大字宮戸 1614	048-487-8170
26	グループホーム ひいらぎの里	岡 3-17-60	048-469-5946
27	グループホーム 桜ヶ丘	幸町 1-11-7	048-450-2300
28	トゥルーケアGHつつじの里	浜崎 4-1-64	048-485-2378
29	ミアヘルサきずなホーム朝霞	溝沼 7-8-30	048-458-0812

※市の施設と入所（入居）施設を掲載しています。

(2) 障害者施設

番号	名 称	所在地	電話番号
1	あさか向陽園	青葉台 1-10-60	048-466-1411
2	エムケーホームみんなの希望の家	宮戸 4-5-35	048-475-3011
3	成る実寮	宮戸 3-8-4	048-437-4561
4	ふれんず	泉水 2-12-2 第3サンビレッジ泉水 102・103	048-234-5660
5	グループホームつぐみ	溝沼 7-10-7	048-213-0694
6	クリード朝霞	大字浜崎 656-1	048-486-1231
7	オープン・ハート朝霞台	三原 1-4-1	048-424-8105
8	生活ホーム 朝霞青年寮	西弁財 1-7-17	048-466-1381
9	朝光苑障害者短期入所事業所	青葉台 1-10-32	048-465-3255
10	介護老人保健施設 つつじの郷	大字下内間木 1363-1	048-458-1117
11	はあとびあ福祉作業所	大字浜崎 51-1	048-486-2472
12	朝霞市障害者ふれあいセンター あさか福祉作業所	大字上内間木 493-9	048-456-1400
13	ひまわり工房	大字宮戸 17	048-487-7916
14	なかよしかふえ	朝志ヶ丘 1-2-6-108	048-476-6386
15	くれいん	大字浜崎 656-2	048-486-1231
16	リライト	仲町 1-1-30 サンロード朝霞 3F	048-468-5322
17	ポコポコプカブカ	本町 1-8-7 綿谷ビル 2F	048-458-0690
18	多機能型事業所つばさ工房	北原 1-2-18 プレジデント朝霞台Ⅱ 101・401	048-423-8802
19	はあとびあ福祉作業所	大字浜崎 51-1	048-486-2481
20	リロード	幸町 2-1-2-2F	048-464-7811
21	リハスワークあさか	仲町 2-2-44 パールウィング 9階A	048-483-4790
22	ウェルビー朝霞台駅前センター	浜崎 1-3-6 ル・クール 3 F 301	048-486-6577
23	C o c o r p o r t 朝霞台 O f f i c e	東弁財 1-7-30 KOYOBUILDING4F	048-424-8439
24	C o c o r p o r t 北朝霞 O f f i c e	西原 1-4-32 ドレイク北朝霞スカイオアシス 1 F	048-424-7342
25	自立生活援助事業所キラキラ朝霞	本町 1-7-17 ツインズハウスⅡ-101	048-423-6750
26	ぱれっと	溝沼 6-15-20	048-467-1539
27	レモンの木	仲町 2-2-19 リンクスビル 5 階	048-466-0778
28	れすと	三原 2-29-11	048-462-2310
29	ひかりぎスタジオ朝霞	本町 2-4-25 T-B L D朝霞 3 F	048-485-1207
30	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所P a l	本町 1-38-38	048-424-8504
31	ひかりぎスクール朝霞	本町 2-6-4 前田ビル 2F	048-486-9387
32	アートチャイルドケアS E Dスクー ル朝霞台	浜崎 1-3-10A X-1 ビル 201	048-423-0132
33	児童発達支援元気キッズ朝霞教室	岡 1-15-2	048-452-6007
34	A B A児童発達支援・放課後等デイ 療育ぷーあーぷー朝霞台	東弁財 3-17-1 ロイヤルコーポ渡辺 110	048-485-8211
35	P a l 膝折教室	膝折町 1-10-8	048-424-8875
36	ひかりぎ朝霞台	西原 2-12-6-2F	048-473-2070

番号	名 称	所在地	電話番号
37	児童発達支援元気キッズP S C	根岸台 5-3-52	048-451-5055
38	コペルプラス朝霞台教室	浜崎 1-3-19 ソルティア朝霞台 1 F	048-487-9205
39	F r i e n d s 朝霞	溝沼 7-4-55	048-475-9595
40	アートチャイルドケア S E D スクール朝霞駅前	青葉台 1-3-2 青葉台メディカルプラザG 区画	048-424-2592
41	あすてらす朝霞	根岸台 6-8-20 甲斐ヴィレッジ	048-423-2784
42	P a l α あさか台	西弁財 2-5-12	048-485-8877
43	ハビー朝霞台教室	浜崎 1-3-6 ル・クール 3 F 301	048-487-7612
44	こぱんはうすさくら志木教室	三原 3-33-40W J・A-10 ビル 201	048-260-6215
45	児童発達支援センター元気キッズチルズ	大字浜崎 79-1	048-260-6312
46	てらびあぼけつと朝霞駅前教室	本町 2-5-33 協和商事第一ビル 2 F	048-458-3093
47	児童デイサービスまはろ朝霞台	東弁財 1-2-3	048-458-5101
48	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 P a l	本町 1-38-38	048-424-8502
49	A B A 児童発達支援・放課後等デイ療育ぶーあーぶー朝霞台	東弁財 3-17-16 ロイヤルコーポ渡辺 110	048-485-8211
50	P a l 膝折教室	膝折町 1-10-8	048-424-8875
51	児童発達支援元気キッズP S C	根岸台 5-3-52	048-451-5055
52	コペルプラス朝霞台教室	浜崎 1-3-19 ソルティア朝霞台 1 F	048-487-9205
53	F r i e n d s 朝霞	溝沼 7-4-55	048-475-9595
54	P a l α あさか台	西弁財 2-5-12	048-485-8877
55	児童発達支援センター 元気キッズチルズ	大字浜崎 79-1	048-260-6312
56	P a l 教室 N E O	膝折町 1-10-8 ヴィラアメニティ 103	048-458-3955
57	アートチャイルドケア S E D スクール朝霞台	浜崎 1-3-10 A X-1 ビル 201	048-423-0132
58	P a l 教室 U p	東弁財 1-3-4 2 F	048-485-8829
59	児童発達支援元気キッズ朝霞教室	岡 1-15-2	048-452-6007
60	放課後等デイサービスまいまい 1	西弁財 1-6-30 I M T 朝霞ビル 1 F	048-485-9911
61	児童デイサービスまはろ朝霞台	東弁財 1-2-3	048-458-5101
62	放課後等デイサービスさくらんぼ	三原 2-22-8	048-424-5720
63	クローバーよつばのいえ朝霞	栄町 3-5-15 クリオ朝霞式番館 112	048-423-9325
64	放課後等デイサービスまいまい 2	本町 3-1-15 アウルビル 2 F	048-458-3451
65	ひかりぎスタジオ朝霞	本町 2-4-2 T-B L D 朝霞 3 F	048-485-1207
66	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 P a l	本町 1-38-38	048-424-8504
67	たまみずき朝霞	本町 1-8-2 カーサモア朝霞 2 F	048-423-0549
68	放課後等デイサービスまいまい 3	泉水 3-3-6 第 7 サンビレッジ泉水 103	048-486-9180
69	ひかりぎ朝霞台	西原 2-12-6 2 F	048-473-2070
70	放課後等デイサービスすくすくすてっぷ朝霞	本町 2-6-19	050-6865-7474
71	クローバーよつばのいえ朝霞駅前	本町 2-13-6 朝陽ビル 4 F	048-423-7902
72	ひかりぎスクール朝霞台	浜崎 1-3-19 ソルティア朝霞台 2 F	048-260-6391

(3) 児童福祉施設

番号	名 称	所在地	電話番号
1	はまさき児童館	大字浜崎 51-1 (はあとぴあ内)	048-486-2477
2	きたはら児童館	北原 2-8-11	048-471-7140
3	みぞぬま児童館	溝沼 7 - 13 - 11	048-450-0858
4	ねぎしだい児童館	根岸台 2 - 15 - 12	048-450-1815
5	ひざおり児童館	膝折町 1-7-40	048-458-6969
6	ほんちょう児童館	本町 2-3-22	048-487-8582
7	本町放課後児童クラブ	本町 1-25-1	048-463-4433 048-463-4446
8	朝志ヶ丘放課後児童クラブ	北原 2-6-39	048-473-8718
9	岡放課後児童クラブ	岡 3-17-64	048-464-8281
10	膝折放課後児童クラブ	膝折 4-11-26	048-463-9152 048-463-9168
11	栄町放課後児童クラブ	栄町 5-1-50	048-463-8670 048-469-6531
12	浜崎放課後児童クラブ	大字浜崎 220-1	048-474-7125 048-472-2885
13	泉水放課後児童クラブ	泉水 3-16-1	048-465-0818
14	幸町放課後児童クラブ	幸町 1-6-9	048-467-4760
15	根岸台放課後児童クラブ	大字台 295-1	048-467-0131
16	溝沼放課後児童クラブ	大字溝沼 828-1	048-458-5520 048-458-5530
17	本町アンジュクラブ	本町 1-32-18	048-423-2695
18	たまみずきっず栄町	栄町 4-6-5	048-423-8806
19	あさかだいアンジュクラブ	西原 1-2-45 シャンボール朝霞台 4F	048-485-8038
20	さつき放課後児童クラブ	本町 2-4-25 T - B L D朝霞ビル 2 F	048-423-5239
21	キッズクラブさいか本町	本町 1-29-44	048-424-4389
22	東弁財どうさん放課後児童クラブ	東弁財 3-13-6 ガーデンサラス 1 F	090-3725- 3221
23	キッズクラブさいか本町あおぞら・つばさ	本町 3-4-6	048-458-3554
24	たまみずきっず溝沼	溝沼 5-17-1	048-424-7355
25	キッズクラブあさか浜崎	浜崎 4-1-58	048-487-8181
26	キッズクラブさいか本町けやき	本町 2-7-28 ミュージション朝霞本町 1 F	048-485-8299
27	GENK I K I D S C A N V A S (元気キッズキャンバス)	仲町 2-2-38 アウステル 2 F	048-486-9967
28	西弁財どうさん放課後児童クラブ	西弁財 1-3-6 西弁財ビル 1 F	080-9355-7380
29	朝霞幼稚園	幸町 3-5-16	048-463-7915
30	菩提樹の森幼稚園	膝折町 1-16-17	048-461-0240
31	さいか幼稚園	西弁財 1-6-17	048-461-6039
32	あさか台幼稚園	根岸台 7-2-6	048-461-6753
33	根岸幼稚園	根岸台 4-8-38	048-461-7112

番号	名 称	所在地	電話番号
34	朝霞花の木幼稚園	田島 1-12-1	048-456-0055
35	朝霞なかよし幼稚園	北原 2-7-16	048-472-5739
36	朝霞たちばな幼稚園	宮戸 3-7-1	048-473-8787
37	浜崎保育園	大字浜崎 662--1	048-471-0394
38	東朝霞保育園	根岸台 1-5-27	048-461-6011
39	溝沼保育園	溝沼 7-13-11	048-463-7165
40	本町保育園	本町 1-20-4	048-464-3750
41	根岸台保育園	根岸台 8-2-41	048-464-8710
42	北朝霞保育園本園	朝志ヶ丘 1-3-26	048-474-2530
43	北朝霞保育園分園	朝志ヶ丘 1-5-40	048-486-5774
44	栄町保育園	栄町 1-5-43	048-465-3811
45	泉水保育園	泉水 2-12-11	048-465-9625
46	さくら保育園	大字溝沼 435--1	048-469-7061
47	宮戸保育園	宮戸 4-6-2	048-486-5562
48	仲町保育園	仲町 2-4-31	048-450-7707
49	大山保育園	宮戸 3-10-45	048-473-6713
50	朝霞しらこぼと保育園	田島 2-4-11	048-456-1100
51	滝の根保育園	溝沼 2-10-24	048-463-5503
52	あさかたんぽぽ保育園	栄町 5-1 - 30	048-467-5191
53	さわらび保育園	本町 1-8-26	048-461-5200
54	朝霞どろんこ保育園	大字浜崎 69-1	048-474-6137
55	ゆりの木保育園	膝折町 1-6-29	048-450-8600
56	太陽と大地のこども保育園	大字岡 44-1	048-483-5334
57	朝霞ゆりかご保育園	西弁財 1-1-2	048-466-1205
58	いずみばし保育園	大字溝沼 863-1	048-487-7223
59	ひまわり保育園	根岸台 2-2-6	048-487-8686
60	朝霞ひだまりの森保育園	栄町 4-4-8	048-423-4492
61	第二あさかたんぽぽこども園	大字溝沼 1336-4	048-423-8631
62	三原どろんこ保育園	三原 3-23-2	048-486-7470
63	あさしがおかアンジュこども園	朝志ヶ丘 3-7-47	048-473-8650
64	仲町どろんこ保育園	仲町 2-9-48	048-450-3001
65	メリーポピンズ kids 朝霞ルーム	青葉台 1-3-15 リブリ青葉 1 F	048-465-5345
66	メリーポピンズ朝霞台ルーム	東弁財 1-4-7	048-487-4108
67	メリーポピンズ kids 北朝霞ルーム	西原 2-4-17	048-472-2645
68	駅前おれんじベビー保育園	仲町 2-2-38 アウステル 1 F	048-424-5739
69	仲町エンゼル保育室	仲町 2-1-21 ブリランテ 1 F・2 F	048-485-8122
70	白百合園	大字根岸 257-1	048-461-8177
71	朝霞にじいろ保育園	本町 2-4-44	048-462-2216
72	つくし保育園	溝沼 7-9-10	048-487-8851
73	北原保育園	北原 2-10-25	048-485-1197
74	おれんじゆめ保育園	根岸台 5-15-18	048-424-3738
75	あさかだいアンジュ保育園	西原 1-2-45	048-485-8028
76	メリーポピンズ北朝霞ルーム	西原 1-3-31 タウン・ピア西原 1 F 2 号室	048-471-4980
77	保育園元気キッズ第二朝霞岡園	岡 2-10-10	048-450-6115

番号	名 称	所在地	電話番号
78	かえで保育園	東弁財 3-19-7	048-458-8709
79	メリーポピンズ朝霞東ロルーム	仲町 1-1-27	048-465-4995
80	みはら保育園	三原 3-26-11	048-474-5668
81	保育園元気キッズ第二朝霞根岸台園	根岸台 5-2-18	048-487-7955
82	保育園元気キッズ第二あさかりード タウン園	根岸台 3-19-5 ハイムスイート朝霞 1 F	048-486-9546
83	朝霞たんぽぽ保育園なかよし園	本町 2-10-4	048-487-8545
84	よつばゆりかご保育園	西弁財 1-7-11	048-423-6578
85	けやき保育園	本町 2-4-12	048-487-7822

1－9 病院・救急診療所一覧

(埼玉県、令和5年4月1日現在)

救急	医療機関名 所在地 電話番号	診療科目	病床数			
			一般	精神	計	救急病床 (うち専用)
○	朝霞厚生病院 所 在 地：浜崎 703 電話番号：048-473-5005 FAX 番号：048-475-0549	内、外、消、整、脳、皮、放	85		85	4 (2)
○	医療法人社団武蔵野会 TMG あさか医療センター 所 在 地：溝沼 1340-1 電話番号：048-466-2055 FAX 番号：048-466-2059	内、消内、呼内、腎臓内科、循 内、小、小外、外、消化器外科、 呼外、整、皮、泌、耳、眼、脳、 婦、麻、形、リハ、放、精、神内、 心療、救急科、緩和ケア内科、 歯外、肛外、血液内科、糖 尿病内科、乳腺外科、小児 泌尿器科、病理診断科	446		446	74 (55)
○	医療法人山柳会 塩味病院 所 在 地：溝沼 2-4-1 電話番号：048-467-0016 FAX 番号：048-467-0018	内、消内、神内、循内、リハ、 整、呼内、内分泌内科、乳腺外 科、糖尿病内科、肝臓内科	77		77	5 (3)
	朝霞病院 所 在 地：溝沼 1333-2 電話番号：048-465-1181 FAX 番号：048-465-1183	精、神		101	101	

2 条例等

2-1 朝霞市防災会議条例

昭和 42 年 6 月 30 日

条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、朝霞市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 朝霞市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により権限に属する事務
(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 埼玉県知事の部内の職員
- (3) 埼玉県警察の警察官
- (4) 市の職員
- (5) 市の教育委員会の教育長
- (6) 市の消防団長
- (7) 埼玉県南西部消防局の消防局長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

6 前項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係公共機関の職員及び知識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第 5 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年条例第28号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年条例第29号)

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成10年条例第34号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第14号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日条例第1号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2-2 朝霞市防災会議委員一覧

区 分	機 関 名	職 名
会 長	朝霞市	市 長
1号委員	国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所	所 長
2号委員	埼玉県南西部地域振興センター	所 長
〃	埼玉県朝霞保健所	所 長
〃	埼玉県さいたま農林振興センター	所 長
〃	埼玉県朝霞県土整備事務所	所 長
3号委員	埼玉県朝霞警察署	署 長
〃	〃	警備課長
4号委員	朝霞市	副 市 長
〃	〃	市長公室長
〃	〃	危機管理監
〃	〃	総務部長
〃	〃	市民環境部長
〃	〃	福祉部長
〃	〃	こども・健康部長
〃	〃	都市建設部長
〃	〃	会計管理者
〃	〃	上下水道部長
〃	〃	議会事務局長
〃	〃	学校教育部長
〃	〃	生涯学習部長
〃	〃	監査委員事務局長
5号委員	朝霞市教育委員会	教 育 長
6号委員	朝霞市消防団	団 長
7号委員	埼玉県南西部消防局	消防局長
8号委員	日本郵便(株) 朝霞郵便局	局 長
〃	東京電力パワーグリッド(株) 志木支社	支社長
〃	東日本電信電話(株) 埼玉事業部 埼玉南支店	支店長
〃	大東ガス(株)	常務取締役
〃	東日本旅客鉄道(株) 北朝霞駅	駅 長
〃	東武鉄道(株) 朝霞台駅	駅 長
〃	(一社) 埼玉県トラック協会 朝霞支部	支 部 長
〃	(一社) 朝霞地区医師会 朝霞支部	理 事
9号委員	朝霞市自治会連合会	会 長
〃	朝霞市民生委員児童委員協議会	会 長
〃	朝霞市社会福祉協議会	常務理事
〃	朝霞市男女平等推進審議会	会 長
〃	朝霞市自主防災組織連絡会議	会 長
〃	朝霞市商工会	会 長

2－3 朝霞市災害対策本部条例

昭和 42 年 6 月 30 日
条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、朝霞市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

2-4 朝霞市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 9 月 25 日
条例第 20 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、朝霞市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつて

は 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第 6 条 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第 4 条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第 7 条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第 2 条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第 8 条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第 9 条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 市は、令第 3 条に掲げる災害により、法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150 万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270 万円
 - エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年）とする。

（保証人及び利率）

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

第 5 章 朝霞市災害弔慰金等支給審査委員会

（朝霞市災害弔慰金等支給審査委員会の設置）

第 16 条 法第 18 条の規定に基づき、朝霞市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 17 条 委員会は、市長からの諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について調査審議を行う。

（組織）

第 18 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 医師又は歯科医師

(2) 弁護士又は司法書士

(3) 市職員

（委員長）

第 19 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（任期）

第 20 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第 21 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第 22 条 委員会の庶務は、福祉部福祉相談課において処理する。

(雑則)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第 6 章 補則

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 52 年条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 53 年条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 56 年条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 57 年条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和 62 年条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 3 年条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 23 年条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じ

た災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日条例第 14 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 27 日条例第 8 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 32 年朝霞市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

2-5 朝霞市災害見舞金支給規程

昭和 47 年 3 月 16 日
規程第 3 号

(目的)

第 1 条 この規程は、市民が災害により被害を受けたときに、被災者又はその遺族に災害見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給し、市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象)

第 2 条 市民が次の各号のいずれかに該当するときは、被災者又はその遺族に対し、見舞金等を支給する。

(1) 火災若しくは爆発又は暴風、豪雨等の自然災害により現に居住する住家に被害を受けたとき。

(2) 火災若しくは爆発又は暴風、豪雨等の自然災害により死亡し、又は重傷を負ったとき。

(受給資格)

第 3 条 見舞金等の支給を受けることができる者は、災害発生時に住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)による本市の住民基本台帳に記載されている者とする。

2 弔慰金の支給を受けることができる者は、災害発生時に死亡者と同居していた親族又は葬祭を行う者とする。

(支給額)

第 4 条 見舞金等の額は、次のとおりとする。

(1) 住家が全焼し、全壊し、又は流出した場合 1 世帯につき 10 万円

(2) 住家が半焼し、又は半壊した場合 1 世帯につき 6 万円

(3) 住家が床上浸水した場合 1 世帯につき 5 万円

(4) 負傷した場合（全治 1 月以上の場合に限る。） 1 人につき 6 万円

(5) 死亡した場合 1 人につき 10 万円

2 前項各号のほか、延焼防止活動により住家が浸水し、又は破損し、一時的にその住家に居住することができなくなった場合においては、1 世帯につき 3 万円を支給するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号又は前項に該当する世帯が単身世帯のときの災害見舞金の額は、当該支給額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(申請)

第 5 条 市民が第 2 条に規定する被害を被ったときは、災害見舞金等支給申請書（別記様式）により市長に申請するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めた者については、この限りでない。

(支給の決定)

第 6 条 前条の申請があったときは、市長はその内容を直ちに確認し、速やかに支給を決定するものとする。

(支給制限)

第 7 条 見舞金等は、支給の原因となった災害について災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく救助が適用される場合は、これを支給しないことができ、又は減額して支給することができる。

2 第 4 条第 1 項各号及び第 2 項の支給事由が同一世帯に重複して発生したときは、市長は見舞金等の額を調整して支給することができる。

(見舞金等の返還)

第 8 条 災害の原因が被害を受けた者の故意又は重大な過失によるものであるときは、市長は、見舞金等を支給しない。既に支給した見舞金等があるときは、その返還を命ずることができる。

2 偽りその他不正の手段によって見舞金等の支給を受けたときも前項と同様とする。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、見舞金等の支給に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 50 年規程第 4 号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 52 年規程第 2 号)

この規程は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年規程第 1 号)

この規程は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年規程第 2 号)

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年規程第 1 号)

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年規程第 13 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年規程第 3 号)

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年規程第 2 号)

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成 24 年規程第 4 号)

この規程は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

別記様式 省略

2-6 朝霞市自主防災資機材給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織（以下「組織」という。）に対し、予算の範囲内で自主防災資機材（以下「資機材」という。）を給付することにより、災害時の防災活動のより一層の実効性を確保するとともに組織の育成及び充実を図り、もって地域防災力の向上に資することを目的とする。

(給付団体)

第2条 資機材は、組織した団体に対して給付するものとする。

2 組織した団体が、複数の自治会又は町内会の連合で構成している場合は、その構成団体数分を支給することができる。

(給付条件)

第3条 資機材の給付を受ける組織は、次に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 組織の規約、組織編成等を定めていること。
- (2) 組織に継続性があると認められること。
- (3) 朝霞市内の一定の地域において防災活動を行っていること。

(給付資機材)

第4条 給付する資機材は、別表第1に掲げるものとする。

(給付申請)

第5条 資機材の給付を受けようとする組織は、自主防災資機材給付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、組織の規約、組織編成に関する書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。なお、第2条第2項に該当する場合は、構成団体が分かるものを添付しなければならない。

3 給付の申請は、組織を結成した年度内に申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(給付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、当該申請に係る内容を審査し、資機材の給付が適当と認めるときは、資機材の給付を決定し、申請のあった組織に対して自主防災資機材給付決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

2 資機材の給付は、1組織につき1回とする。

(資機材の受領)

第7条 資機材の給付を受けた組織の代表者は、速やかに自主防災資機材受領書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(使用の制限)

第8条 給付を受けた組織は、当該資機材を次に掲げる活動以外の用に供してはならない。

- (1) 災害時の防災活動
- (2) 防災訓練活動並びに資機材の使用方法的習得及び使用技術の向上等のための活動
- (3) 防災意識の普及啓発活動

(財産の処分制限)

第9条 この要綱により取得した資機材の処分制限期間は5年とする。

(資料等の提出)

第10条 市長は、必要と認めるときは、組織に対し関係資料の提出又は関係者の意見を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 25 日要綱第 3 号）

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日要綱第 54 号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第 1（第 4 条関係）

区 分	資 機 材 名	数 量
情報連絡用	トランジスタメガホン	2
救出救護用	救出工具セット	2
	・ 鉄道バール ・ 番線カッター	
	・ のこぎり ・ シャベル	
	・ ハンマー ・ ロープ等	
	防水シート	10
	担架	2
避 難 用	かまどセット	1

別記様式 省略

2-7 朝霞市防火防災訓練災害補償規則

平成8年4月1日
規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、市又は市内の自主防災組織が行う防火防災訓練に参加した者が当該防火防災訓練に起因する事故(以下「事故」という。)により死亡し、又は傷害(疾病を除く。以下同じ。)を受けた場合において、市が当該補償対象者に対して法律上の損害賠償責任によらないで行う災害補償(以下「補償」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 市内にある自衛消防組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブその他の自主防火防災組織(事業所等の自衛消防組織を除く。)をいう。
- (2) 防火防災訓練 消防訓練、水防訓練その他の防災訓練をいう。
- (3) 補償対象者 次条に規定する防火防災訓練に参加した者をいう。
- (4) 被害者 補償対象者で、事故により死亡し、又は傷害を受けた者をいう。

(補償の対象となる防火防災訓練)

第3条 補償の対象となる防火防災訓練は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市が行う防火防災訓練で、自主防災組織が参加したもの
- (2) 自主防災組織が行う防火防災訓練で、市長に防火防災訓練計画届出書(別記様式)の提出があり、市長が当該防火防災訓練の必要があると認めたもの
- (3) 第1号又は前号に準ずる方法により実施した防火防災訓練で、市内の町内会、自治会、婦人会等が参加したもの

(補償の種類)

第4条 補償の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡一時金
 - (2) 後遺障害一時金
 - (3) 療養補償
 - (4) 休業補償
- 2 同一の事故により被害者に補償を行う場合においては、死亡一時金及び後遺障害一時金は、重複して支給しない。この場合において、死亡一時金をもってこの規則の定めによる補償とする。

(被害者等への通知)

第5条 市長は、補償対象者が事故により死亡し、又は傷害を受けた場合において補償を行う必要があると認めたときは、被害者又はその遺族に対して補償を受けることができる旨を速やかに通知するものとする。

(死亡一時金)

第6条 市長は、補償対象者が事故により死亡し、又は傷害を受けた場合において当該事故のあった日から180日以内に死亡したときは、死亡一時金として500万円をその遺族に対して支給する。

(死亡一時金の受給遺族及び順位)

第7条 前条に規定する死亡一時金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡当時の配偶者(婚姻の届出をしていないが、当該被害者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

2 死亡一時金の支給を受ける遺族の順位は、次のとおりとする。

- (1) 被害者の死亡当時、主として当該被害者の収入により生計を維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。この場合において、同順位の遺族については配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

- (2) 死亡一時金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、これらの者はそのうちの1人を代表者とし、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、当該代表者を死亡一時金の受領者とする。

(後遺障害一時金)

第8条 市長は、補償対象者が事故により傷害を受け、その治癒後180日以内で、かつ、当該事故後1年6月以内において別表第1に定める程度の後遺障害が生じたときは、当該後遺障害の等級を決定し、当該後遺障害の等級に応じて同表金額欄に定める後遺障害一時金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、被害者が事故後1年6月を経過してもなお治療を要する状態で、かつ、別表第1に定める程度の後遺障害があると認めたときは、当該1年6月を経過する日の前日における医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の診断により後遺障害の等級を決定し、その等級に応じて同表金額欄に定める後遺障害一時金を支給する。

3 別表第1に定める程度の後遺障害が2以上ある場合の後遺障害の等級は、重い後遺障害の等級によるものとする。

4 市長は、既に身体に障害のある補償対象者が事故により後遺障害の程度を加重したときは、加重後の後遺障害が該当する別表第1に定める等級に応じて同表金額欄に定める後遺障害一時金の額から加重前の後遺障害が該当する同表に定める等級に応じて同表金額欄に定める後遺障害一時金の額を差し引いた額を後遺障害一時金として支給する。

(療養補償)

第9条 市長は、補償対象者が事故により傷害を受け、それにより医師等の治療を受けるため病院、診療所に入院した場合は、療養補償として、別表第2に定める入院に要した日数(当該傷害により入院を繰り返したときは、最初の療養のため入院した日から起算して実際に入院に要した日数)に応じて同表金額欄に定める額を支給する。

(休業補償)

第10条 補償対象者が事故により傷害を受け、それにより就業できない場合は、休業補償として1日につき3,000円に休業日数（当該傷害により休業を繰り返したときは、最初に休業した日から起算して実際に休業した日数）を乗じて得た額を支給する。ただし、休業日数が90日を超えるときは、当該休業日数は、90日とする。

(治療を怠った場合等における措置)

第11条 被害者が正当な理由がなくその治療を怠ったために当該傷害が重大になったとき、又は死亡したときは、その者に対する補償については、その影響がなかった場合に相当する補償の額とする。

2 被害者が既に存在していた疾病の影響により、又は当該事故により傷害を受けた後に当該事故と関係なく生じた疾病若しくは傷害の影響により当該傷害が重大となり、又は死亡したときは、前項の規定を準用する。

3 市長は、被害者に重大な過失があるときは、その過失の程度に応じて補償の額を減額することができる。

(適用除外)

第12条 この規則は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。

- (1) 事業所等の自衛消防組織の業務により防火防災訓練に参加した者
- (2) 防火防災訓練の会場までの往路又は帰路で死亡し、又は傷害を受けた者
- (3) 防火防災訓練中に休憩があった場合において、この休憩中に傷害（傷害に起因する死亡を含む。）を受けた者

(損害賠償)

第13条 市に法律上の損害賠償責任が生じた事故については、この規則による補償は行わない。この場合において、既に支払った補償金があるときは、当該補償金は損害賠償の額の一部とみなす。

(委任)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、補償に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 9 月 27 日規則第 23 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表 略

2-8 朝霞市地域自主防災活動等事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大地震等による被害を最小限に防止するための事業を組織的に実施する団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付し、もって自主防災活動の推進に資することを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助対象団体は、朝霞市内に所在する次の団体とする。

- (1) 自治会又は町内会により構成された自主防災組織
- (2) 市長が補助金を交付する対象として認めた団体

2 前項第2号の団体が、複数の自治会又は町内会の連合で構成している場合は、その構成団体数分を交付対象団体とすることができる。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 防災訓練、防災に関する研修会等に関する事業（以下「防災訓練等活動事業」という。）
- (2) 防災に関するマップ、マニュアル等の作成等に関する事業（以下「防災啓発事業」という。）
- (3) 災害時に必要な備蓄食糧の整備に関する事業（以下「備蓄食糧整備事業」という。）
- (4) 災害時に自主防災活動を行うために必要な資機材の整備に関する事業（以下「資機材整備事業」という。）
- (5) 自主防災活動に必要な資機材等を保管するための倉庫の設置等に関する事業（以下「防災倉庫設置事業」という。）

2 宗教活動、政治活動又は営利を目的とする活動と認められる事業は、補助対象外とする。

(補助対象経費)

第4条 前条第1項各号に対する補助対象経費は、別表第1のとおりとする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、別表第2のとおりとし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付方法)

第6条 第3条第1項第2号、第3号及び第4号の事業については、年度内1回の交付を限度とする。

(補助金交付申請)

第7条 補助対象団体の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、第3条第1項各号に掲げる事業ごとに地域自主防災活動等事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(補助金交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請を受けたときはこれを審査し、適当と認めたときは、交付を決定し、交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた団体の代表者は、補助の対象となった事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、速やかに地域自主防災活動等事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項の報告を受けたときはこれを審査し、必要があると認めたときは、資料の提出及び説明を求めることができる。

3 前項の規定による審査において、適当と認めたときは補助金の額を確定し、地域自主防災活動等事業費補助金交付変更決定通知書（様式第8号）により第1項の規定による報告を行った団体の代表者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第10条 市長は、前条第2項の審査の結果、次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

（1）虚偽その他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（帳簿及び証拠書類の整備及び保管）

第11条 補助金の交付を受けた団体の代表者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びにその収入及び支出に係る証拠書類を整備し、及び保管しなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、その補助事業の完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条第3号の規定は、結成後において防災倉庫設置事業に対する補助金の交付を受けていない補助対象団体であって、防災倉庫を所有していないものにも適用する。

附 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月1日）

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日要綱第29号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月29日要綱第191号）

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日要綱第26号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日要綱第54号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和４年８月１日要綱第 100 号）
この要綱は、令和４年８月１日から施行する。

別表 略
様式 略

2-9 朝霞市消火器設置詰替等事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害発生時において、迅速な初期消火活動により住民の生命、身体及び財産を火災などの二次災害から守るため、自治会、町内会、自主防災組織（以下、「自治会等」という。）が設置するまちかど消火器又は消火活動に使用した消火器に係る費用の一部を予算の範囲内において補助し、もって市民の防災意識の高揚と自主防災活動の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちかど消火器 市民が日常の生活の用に供している道路に面した見やすい場所に設置し、誰でも容易に使用することができる状態で管理された粉末式10型消火器をいう。
- (2) 格納箱等 まちかど消火器を適切に管理するために必要な格納箱及び格納箱を固定するための器具又は台をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、朝霞市内に所在地又は住所を有する団体又は個人で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 10世帯以上で組織された自治会等
- (2) 消火活動に使用した消火器を所有又は管理しているもの

(補助対象事由)

第4条 補助対象事由は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) まちかど消火器又は格納箱等を新設する場合
- (2) 老朽化により、まちかど消火器又は格納箱等を交換する場合
- (3) まちかど消火器の消火薬剤を詰め替える場合
- (4) 持ち去り又は破損等の被害により、まちかど消火器若しくは格納箱等を交換する場合又は消火薬剤を詰め替える場合
- (5) 消火活動に使用した消火器の交換又は消火薬剤を詰め替えることとなった場合

(補助金額)

第5条 補助金額は、次により算出した額とする。

- (1) 前条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号の規定により新設又は交換する場合の消火器1本当たりの補助金の限度額は6,000円とする。
- (2) 前条第1項第1号、第2号及び第4号の規定により新設又は交換する格納箱等1個当たりの補助金の限度額は10,000円とする。
- (3) 前条第1項第3号、第4号又は第5号の規定により消火薬剤を詰め替える場合の消火器1本当たりの補助金の限度額は6,000円とする。

2 前条第1項第1号に規定するまちかど消火器及び格納箱等の補助対象数は、原則として自治会等を構成する世帯の数を10で除した数を限度とする。

(補助金の交付)

第6条 第4条第1項第1号から第3号に係る補助金の交付については年度内1回の交付を限度とする。ただし、同項第4号及び第5号に係る補助金の交付についてはこの限りでない。

(交付申請書)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、消火器設置詰替等事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第4条第1項第1号から第3号に該当する場合
ア 既設のまちかど消火器及び格納箱等並びに補助を受けようとするまちかど消火器及び格納箱等の位置図

イ 見積書等の補助対象経費がわかる書類の写し

(2) 第4条第1項第4号に該当する場合

ア 補助を受けようとするまちかど消火器及び格納箱等の位置図

イ 見積書等の補助対象経費がわかる書類の写し

ウ 当該消火器が持ち去り又は破損の被害を受けたものであることを説明する書類

(3) 第4条第1項第5号に該当する場合

ア 見積書等の補助対象経費がわかる書類の写し

イ 当該消火器が火災現場において使用したものであることを消防職員が確認した書類

(4) 前各号のほか、市長が必要とする書類

2 申請書の提出時に、見積書等の原本を提示するものとする。

3 第1項の申請期限は、当該申請事由の生じた日の属する年度内とする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、消火器設置詰替等事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに消火器設置詰替等事業費補助金実績報告書（様式第3号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第4条第1項第1号から第4号に該当する場合

ア 補助事業後におけるまちかど消火器及び格納箱等の位置図

イ 補助事業の実施に要した費用の領収書の写し

(2) 第4条第1項第5号に該当する場合

ア 補助事業の実施に要した費用の領収書の写し

(3) 前各号のほか、市長が必要とする書類

2 実績報告書の提出時に、領収書の原本を提示するものとする。

3 市長が第1項に規定する書類の提出を受け、これを審査した結果、他の書類の提出又は説明が必要であると認めたときは、申請者は、これに応じなければならない。

4 前項の規定による審査において、適当と認めたときは補助金の額を確定し、消火器設置詰替等事業費補助金交付変更決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(設置場所の選定及び維持管理)

第10条 消火器を設置する場合は、災害に伴う初期消火活動が迅速に行うことができる場所を申請者の責任において選定し、設置するものとする。この場合において、市は、設置場所の選定及びその所有者等との交渉等は一切行わないものとする。

2 補助金の交付を受けた消火器及び格納箱等については、申請者が維持管理をしなければならない。この場合において、市は、補助金を交付した消火器及び格納箱等について一切の責任を負わないものとする。

(維持管理台帳の整備及び保管)

第11条 補助金の交付を受けた団体の代表者は、消火器の設置場所、設置、交換、詰め替え及び廃止した年月日等の必要事項を記載した維持管理台帳を整備し、保管しなければならない。

2 前項の代表者が交替したときは、維持管理台帳を引き継がなければならない。

3 維持管理台帳は、10年間保管するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた団体又は個人が虚偽等の申請により補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 23 日要綱第 22 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日要綱第 54 号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式 略

2-10 朝霞市市民総合災害補償規則

昭和 62 年 6 月 30 日
規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、朝霞市（以下「市」という。）が主催する社会体育活動、社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動その他市が主催する活動及び行事等（以下「主催活動等」という。）に参加中の者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は傷害により入院し、若しくは通院した場合の補償について定めるものとする。

(補償する対象)

第 2 条 市は、主催活動等に参加中の者が急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」という。）に起因して身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害（身体の一部を失い、又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。以下同じ。）を生じた場合又は入院し、若しくは通院した場合においては、当該参加者（以下「被災者」という。）又はその相続人に対し、この規則に従い補償を行う。

2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入し、吸収し、又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入し、吸収し、又は摂取した結果生ずる中毒症状を除く。）を含むものとする。ただし、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒は、含まないものとする。

(補償金額及び補償基準)

第 3 条 市は、別表に定める給付額を、補償金として被災者又はその相続人に支払うものとする。

(補償金を支払わない場合)

第 4 条 市は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由により、被災者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は入院し、若しくは通院した場合においては、補償金を支払わないものとする。

(1) 被災者の故意又は重大な過失

(2) この規則に基づき死亡給付金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りでない。

(3) 被災者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為

(4) 被災者の脳疾患、疾病又は心神喪失

(5) 被発者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置。ただし、補償すべき傷害を治療する場合は、この限りでない。

(6) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的事故による場合には、この限りでない。

(7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変若しくは暴動又はこれらに随伴して生じた事故

(8) 地震、噴火若しくは津波又はこれらに随伴して生じた事故

(9) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）若しくは核燃料によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他有毒な特性若しくはこれらの特性による事故又はこれらに随伴して生じた事故

(10) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染

(11) スポーツを職業又は職務とする者が職業上又は職務上行うスポーツ活動中に被った事故

(12) 被災者が法令により定められた運転資格（運転する地における法令による。）を持たないで、自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転し、又は道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条第 1 項に規定する酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間の事故

2 前項に定めるもののほか、頸部症候群（むち打ち症）、腰痛等で医学的他覚所見のないものに対しては、補償金を支払わないものとする。

(この規則の適用除外)

第5条 この規則は、次に掲げる者には、適用しない。

- (1) 市の業務に従事中の市の使用人（市が市の公務遂行のため委嘱した者で公務災害補償又はこれに準ずる補償を受ける者を含む。）
- (2) 運動競技を行うことを目的として組織されたアマチュア・スポーツ団体で高等学校、高等専門学校若しくは大学（短期大学を含む。）の生徒若しくは学生又は官公署若しくは会社等の社会人により構成された体育部、競技部、運動クラブ等の団体管理下のスポーツ活動に参加中の当該団体の構成員

(損害賠償の免責)

第6条 市は、この規則による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において、民法（明治29年法律第89号）又は国家賠償法（昭和22年法律第125号）による損害賠償の責めを免れる。

(準用)

第7条 この規則にない事項については、全国市長会市民総合賠償補償保険契約特約書、災害補償保険普通保険約款、スポーツ災害補償特約条項、施設災害補償特約条項及び入院医療補償保険金及び通院医療補償保険金の支払に関する特約条項の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第10号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月9日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	給 付 額
死亡給付金	100 万円
後遺障害給付金	3 万円以上 100 万円以下の範囲内で災害補償保険普通保険約款の定める額
医療補償給付金	入院日数 1 日以上 5 日以下 1 万円
	入院日数 6 日以上 15 日以下 3 万円
	入院日数 16 日以上 30 日以下 6 万円
	入院日数 31 日以上 60 日以下 9 万円
	入院日数 61 日以上 90 日以下 12 万円
	入院日数 91 日以上 15 万円
	通院日数 6 日以上 15 日以下 1 万円
	通院日数 16 日以上 30 日以下 3 万円
	通院日数 31 日以上 60 日以下 4 万 5,000 円
	通院日数 61 日以上 6 万円

2-11 朝霞市被災建築物応急危険度判定要綱

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

1 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

地震により被災した建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定、表示等を行うことをいう。

2 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

被災建築物応急危険度判定業務に従事する者として、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき知事の認定を受けた者又は埼玉県以外の都道府県の知事が定める者をいう。

3 応急危険度判定コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）

判定の実施に当たり、判定実施本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関連団体（以下「関連団体」という。）等に属する者をいう。

4 判定実施本部

朝霞市災害対策本部のもとに組織され、判定を実施する本部をいう。

第3 判定の実施

1 市長は、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、災害対策本部のもとに判定実施本部の設置、その他必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、判定実施本部を設置したときは、開発建築課長を判定実施本部長に任命するものとする。

3 市長は、地震被害に備え、朝霞市地域防災計画に基づき、判定実施本部の体制について、予め整備しておくものとする。

第4 判定実施計画

1 市長は、判定の対象となる建築物の範囲、応急危険度判定士、コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「判定士等」という。）の人員などを定めた計画を定めるものとする。

2 前項の計画は、予め地震の規模、被災建築物等を推定し、判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

第5 判定の実施に関する県との連絡調整等

1 市長は、判定実施本部の設置を決定したときは、埼玉県県土整備部建築指導課長に速やかに連絡するものとする。

2 市長は、判定実施の決定に伴い、被災建築物数及び判定士等の計画から、短期に判定を終了することが困難と思われるとき等は、埼玉県知事に対して判定に関する支援を要請することができる。

3 判定実施本部長は、埼玉県判定支援本部の長に対し現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整するものとする。

第6 判定体制の周知

1 市長は、判定体制の充実のため、県、彩の国既存建築物地震対策協議会（以下「協議会」という。）と協力して広報等を行い、判定活動の周知に努めるものとする。

- 2 市長は、判定技術の維持、判定意識の向上に必要な情報提供を行い、判定士等の啓発に努めるものとする。

第7 応急危険度判定士等の確保

市長は、判定士等を招集するための連絡網を作成し、判定実施時における判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

第8 コーディネーターの任命

市長は、判定実施本部と判定士等との連絡調整及び判定士等に対しガイダンス等を行うため、建築課職員及び判定士の内から必要な者をコーディネーターに任命するものとする。

第9 判定の方法及び判定結果の表示

- 1 判定は、朝霞市地域防災計画中、応急危険度判定の実施要領及び全国被災建築物応急危険度判定協議会で定める判定調査票に基づき実施するものとする。
- 2 判定を行った被災建築物については、判定結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの表示を行うものとする。

第10 判定士等の判定区域までの移動方法及び宿泊場所の設定等

- 1 市長は、判定士等の判定区域までの移動について、判定の実施の決定後速やかに、被災状況等を検討し輸送方法を手配するものとする。
- 2 市長は、判定士等の食料の準備及び必要に応じ宿泊場所の確保等に努めるものとする。

第11 判定用資機材の調達

市長は、判定活動に必要な判定用資機材の調達・備蓄を行うものとする。

第12 判定活動等における補償

市長は、判定活動に民間の判定士等を判定活動に従事させる場合は、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領」に基づく補償制度を適用するものとする。

第13 その他

市長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他所要の措置を講じるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

附 則（平成16年10月1日）

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2-12 朝霞市防災士資格取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域における防災力の向上の担い手となる人材を育成、確保するため、防災士の資格を取得しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 防災士とは、社会の様々な場で減災と防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有するものとして、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）による認証登録を受けた者をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は本市に住所を有し、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内の自主防災組織の会員で、当該自主防災組織の会長から推薦された者
- (2) 防災、消防関係団体に属する者で、当該団体の代表者から推薦された者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(補助の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、防災士の資格の取得に要する経費であつて、次に掲げるものとする。

- (1) 日本防災士機構が認証した研修機関（以下「認証研修機関」という。）が実施する防災士研修講座（以下「防災士研修講座」という。）の受講料
- (2) 日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験の受験料
- (3) 日本防災士機構による防災士の認証登録の申請料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助の対象経費の額を合計した額とし、1人につき1回限りとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「受講者」という。）は、防災士研修講座を受講する日の1月前までに朝霞市防災士資格取得支援補助金交付申請書及び交付請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべき受講者と認めたときは、朝霞市防災士資格取得支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により受講者に通知し、認証研修機関が指定する口座に入金するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 補助金の交付を受けた受講者は、日本防災士機構による防災士の認証登録を受けたとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了するときは、速やかに朝霞市防災士資格取得支援補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、会計年度が終了することにより報告を行う場合であつて、防災士の認証登録を受けていないときは、書類の添付は要しない。

- (1) 防災士認証状の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長が前項に規定する書類の提出を受け、これを審査した結果、他の書類の提出又は説明が必要であると認めたときは、受講者は、これに応じなければならない。

3 前項の規定による審査において、適当と認めたときは補助金の額を確定し、朝霞市防災士資格取得支援補助金交付確定通知書（様式第4号）により受講者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、次に掲げることに該当すると認められる場合は、補助金の全部又は一部を返還させる

ことができる。

(1) 受講者が防災士の資格取得まで到らなかったとき。

(2) 受講者が偽りその他不正な手段によって、補助金の交付を受けたと認められるとき。

(受講者の責務)

第 10 条 受講者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 防災士の認証登録は、防災士研修講座を受講した日の属する年度内に、日本防災士機構から受けるよう努めること。

(2) 自主防災組織及び市が実施する防災に関する施策に対し、積極的に協力すること。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 23 日要綱第 24 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 5 日要綱第 65 号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 2 年 10 月 5 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の朝霞市防災士資格取得支援補助金交付要綱の規定は、令和 2 年 9 月 1 日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日要綱第 54 号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式 略

2-13 朝霞市地域防災アドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、朝霞市地域防災アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）が、朝霞市並びに自治会・町内会、自主防災組織等（以下「自治会等」という。）が実施する防災訓練や防災に関する研修会等（以下「防災訓練等」という。）に協力するとともに自治会等からの相談に応じ、必要な助言を行い地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(委嘱)

第2条 市長は、次に掲げる者をアドバイザーとして委嘱する。

- (1) 市の防災士資格取得支援補助金を活用して資格を取得した者で自治会等の自主防災活動に協力できるもの
- (2) 市内に居住し、防災士の資格を有している者で自治会等の自主防災活動に協力できるもの
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(アドバイザーの業務)

第3条 アドバイザーは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 自治会・町内会の自主防災組織結成に向けた助言及び支援
- (2) 自治会等の防災訓練等の実施に向けた助言及び支援
- (3) 地域防災のネットワークの構築及び推進に向けた助言及び支援
- (4) 市が実施する防災訓練等への助言及び支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域防災及び自主防災に関する助言及び支援

(解嘱)

第4条 市長は、アドバイザーが次のいずれかに該当する場合は、アドバイザーを解嘱することができる。

- (1) 第2条の要件に該当しなくなった場合
- (2) 業務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられない場合
- (3) アドバイザーたるにふさわしくない非行のあった場合

(謝金)

第5条 アドバイザーが第3条の業務を行うに当たり、防災訓練等に参加した場合は、予算の範囲内において1日に付き1,200円の謝金を支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2-14 朝霞市医療的ケア児の災害時個別支援計画の作成等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時における支援を適切かつ円滑に実施するため、朝霞市内に居住する医療的ケア児の災害時個別支援計画（以下「個別支援計画」という。）を作成するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療的ケア児」とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項の医療的ケア児をいう。

(対象者)

第3条 個別支援計画の作成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住する医療的ケア児とする。

(個別支援計画の作成)

第4条 市長は、対象者及びその家族の災害時の対応を支援するため、関係機関等の協力を得て、対象者の個別支援計画を作成する。

2 市長は、前項の規定による個別支援計画の作成に当たり、その目的、作成方法及び前項に規定する支援を行う関係者との情報共有について、対象者及びその家族に説明し、同意を得るものとする。

(記載内容)

第5条 個別支援計画には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 対象者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 使用している人工呼吸器等の機種及び取扱業者に関する情報
- (3) 災害時に備えて準備しておくものの品目、個数等
- (4) 停電時の対応方法
- (5) 地震、風水害等の災害種別ごとの対応方法
- (6) 関係者、緊急時の医療機関等の連絡先
- (7) 安否確認の方法
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、作成した個別支援計画について、1年に1回見直しを行い、そのほかに対象者の状況の変化に応じた見直しを行うことにより、適正な運営に努めるものとする。

(個別支援計画の保管)

第6条 作成した個別支援計画の原本は市長が保管し、副本は関係機関等が、それぞれ関係する範囲において保管するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月2日から施行する。

2-15 朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、風水害の発生に伴う新型コロナウイルス感染症の拡大及び当該新型コロナウイルス感染症に感染した場合の病状の程度が重篤となるおそれのある者への感染を防止するため、市長が避難勧告等を発令したときに、避難することを目的として宿泊施設に宿泊した要配慮避難者等に対して朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難勧告等 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第56条第1項及び第60条第1項に規定する避難のための立ち退きの準備、勧告及び指示をいう。
- (2) 要配慮避難者 朝霞市避難行動要支援者支援制度実施要綱（平成28年朝霞市要綱）第4条第1項に規定する朝霞市避難行動要支援者台帳登録届出書の提出をしている者で、避難勧告等が発令された際に当該地域に居住しているものをいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者が営む施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、風水害の発生時において宿泊施設を避難場所として利用した者のうち、次に掲げる者とする。

- (1) 要配慮避難者及びその同伴者1名
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(補助の対象経費)

第4条 補助の交付の対象となる経費は、風水害の発生時において避難勧告等の発令から解除までの間に宿泊施設に宿泊するために要した経費（宿泊施設までの移動に要した経費を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 市長は、この要綱に基づき予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の額は、一人につき、一泊当たり、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額又は前条に規定の宿泊施設に宿泊するために要した経費のいずれか低い額とする。

- (1) 市内宿泊施設 5,000円
- (2) 市外宿泊施設 4,000円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、宿泊期間の最後の日の属する年度の末日までに、朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊施設が発行した領収書の写し
- (2) 宿泊した要配慮避難者における公的機関が発行する身分証明書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、速やかに朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請書等を提出した者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 市長は、前条に規定する補助金の交付の決定をしたときは、申請書に記載された口座に振込みにより交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたと認められるときは、朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により、当該交付の決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に当該交付の決定に係る補助金が交付されているときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還するよう求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式 略

2-16 朝霞市災害による市営住宅の一時使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害により被災し、住宅を失い、又は引き続き居住することが困難となった者に対し、臨時応急措置として朝霞市市営住宅条例（平成15年朝霞市条例第13号）の規定にかかわらず一時的に市営住宅の使用を認め、住宅確保までの一時的な居住場所を提供することにより、被災者の生活再建を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、降雨、降雪、風水害、地すべり等の自然災害及び火災等をいう。
- (2) 市営住宅 朝霞市市営住宅条例施行規則（平成15年朝霞市規則第26号）別表に掲げる市営住宅をいう。
- (3) 被災者 災害により被災し、自ら居住する住宅を失った者をいう。ただし、故意又は重大な過失により被災した場合を除く。
- (4) 一時使用 災害時の緊急避難として、市営住宅を期間を限定して使用させることをいう。
- (5) り災証明書等 官公署が被災の程度を証明した書面をいう。
- (6) 入居者 一時使用により市営住宅に入居する被災者をいう。

(一時使用の許可要件)

第3条 市長は、市営住宅に空室があり、被災者が次に掲げる全ての要件を満たす場合に市営住宅の一時使用を許可することができる。

- (1) 被災時において市内に住所を有すること。
- (2) 被災者が他に避難先を確保できないこと。
- (3) り災証明書等の発行を受けていること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員でないこと。

(一時使用の期間)

第4条 一時使用の期間は、1か月を限度とする。ただし、市長が特段の事由があると認めるときは、1回に限り1か月を限度として期間を延長することができる。

(一時使用の許可申請)

第5条 一時使用の許可を受けようとする被災者は、被災した日から1か月以内に次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 朝霞市市営住宅一時使用許可申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 被災者の世帯員全員が記載された住民票又はその写し
- (4) り災証明書等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書等の提出を行った者に対して、市営住宅の一時使用を許可するときは、朝霞市市営住宅一時使用許可（不許可）決定通知書（様式第3号）によりその旨を通知する。

3 前条ただし書に規定する一時使用の許可期間の延長を申請しようとする入居者は、使用許可期間が満了する日の1週間前までに朝霞市市営住宅一時使用許可期間延長申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請書の提出を行った者に対して、市営住宅の一時使用期間の延長を許可するときは、朝霞市市営住宅一時使用期間延長許可（不許可）決定通知書（様式第5号）によりその旨を通知する。

(使用料)

第6条 朝霞市行政財産の使用料に関する条例第3条第2号の規定により一時使用に係る使用料は、免除する。

(共益費等)

第7条 入居者は、前条の規定にかかわらず、市営住宅の共用部分の費用並びに電気、ガス、水道及び下水道の使用料を他の居住者と同様に負担するものとする。

(条例等の遵守義務)

第8条 入居者は、一時使用の許可を受けた市営住宅を使用するに当たり、朝霞市市営住宅条例及び朝霞市市営住宅条例施行規則を遵守するものとする。

(住宅の返還)

第9条 使用期間満了日の7日前までに、朝霞市市営住宅返還届(様式第6号)により市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けた後に、市営住宅を返還するものとする。

(明渡し請求)

第10条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、一時使用の許可を取消し、住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって一時使用の許可を受けたことが判明したとき。
- (2) 一時使用期間を満了した後、引き続き居住しているとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(退去修繕費用)

第11条 退去に係る修繕費用は、免除する。ただし、入居者が故意又は過失により市営住宅を滅失し、又は毀損したときは、原形に復し、又はこれにより生じた費用を賠償するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式 略

2-17 朝霞市防災行政無線局管理運用基準

(目的)

第1条 この基準は、朝霞市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する朝霞市防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法規に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規程する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局を通信の相手方として朝霞市庁舎内に設置する移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作又はその監督を行うものであって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。

(無線局の構成)

第3条 無線局の構成は、別表1のとおりとする。

(総括責任者)

第4条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は無線系の管理、運用の業務を総括し、管理責任者及び固定系運用責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、危機管理監の職にある者を充てる。
- 4 無線系の管理、運営の組織は、別表2のとおりとする。

(管理責任者及び固定系運用責任者)

第5条 無線系に管理責任者及び固定系運用責任者を置く。

- 2 管理責任者は危機管理室長の職にある者を充て、総括管理者の命を受けて無線系の管理、運用（固定系の運用を除く。）の業務を行うとともに、その管理者、通信取扱責任者を指揮監督する。
- 3 固定系運用責任者はシティ・プロモーション課長の職にある者を充て、総括管理者の命を受けて固定系の運用業務を行うとともに、その管理者、通信取扱責任者を指揮監督する。

(管理者)

第6条 次の課等に管理者を置く。

- (1) 固定系親局及び基地局の通信操作を行う課等
- (2) 本庁以外であって、陸上移動局を配備した出先機関等
- 2 管理者は本庁にあっては当該課等の課長（危機管理室及びシティ・プロモーション課にあっては当該事務主管係長）、出先機関等にあっては当該機関の長をもって充てる。
- 3 管理者は管理責任者の命を受け、当該課等に設置した無線局の管理、監督の業務を所掌する。ただし、固定系運用の管理者は固定系運用責任者の命を受け、固定系親局の運営に係る監督の業務を所掌する。

(通信取扱責任者)

第7条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は管理責任者（固定系は運用責任者）又は管理者の命を受け、無線局を管理及び運用し無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は無線従事者の資格を有する職員のうちから管理責任者（固定系は運用責任者）が、これを指名する。

(無線従事者の任務)

第 8 条 無線従事者は無線系に属する無線局の無線設備の操作を行う。

2 基地局に配備された無線従事者は、その相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第 9 条 通信取扱者は無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は無線局の運用に携わる一般職員とする。

(無線従事者の配置、養成等)

第 10 条 総括管理者は無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は無線従事者の現状を把握するため、毎年 4 月 1 日をもって無線従事者名簿（様式第 1 号）を作成するものとする。

(書類等の整理)

第 11 条 通信取扱責任者は電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管するものとする。

2 通信取扱責任者は電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 通信取扱責任者は無線従事者選解任届（様式第 2 号）を整理保管しておくものとする。

(無線局の運用)

第 12 条 無線局の運用方法については、無線局運用規則（昭和 25 年 11 月 30 日電波監理委員会規則第 17 号）及び別に定める運用細則によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第 13 条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

(1) 年点検（精密点検）

(2) 月点検（通常点検）

2 点検項目については、無線設備点検表（様式第 3 号）のとおりとする。

3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

(1) 年点検は総括責任者

(2) 月点検は管理責任者

4 前 1 項に定めるもののほか、無線設備の使用にあたっては、その機能を点検するものとする。

5 予備装置及び予備電源については、毎月 1 回以上その装置を使用し、その機能を点検しておくものとする。

6 点検の結果、異常を発見したときは、速やかに管理責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第 14 条 総括管理者は非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的に通信訓練を行うものとする。

(1) 総合通信訓練 毎年 1 回以上

(2) 定期通信訓練 毎四半期ごと

(研修)

第 15 条 総括管理者は毎年 1 回以上、通信取扱者等に対して電波法令等関係法令及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(閉庁日、夜間等における管理、運用)

第 16 条 閉庁日、夜間等における無線系の管理、運用の方法については別に定める。

(その他)

第 17 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 4 月 1 日）

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 10 月 1 日）

この規程は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 1 日その他第 7 号）

この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

別表 略

様式 略

2-18 朝霞市災害派遣手当等の支給に関する条例

平成 18 年 3 月 28 日条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 32 条第 1 項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 154 条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 26 条の 8 において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 56 条第 1 項の規定による市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害派遣手当等の額等)

第 2 条 災害派遣手当等は、派遣職員が住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が市の区域に到着した日から市の区域を出発した日の前日までの期間とする。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日条例第 7 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 25 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

利用施設の区分 滞在した期間	公用の施設又はこれに 準ずる施設（1 日につき）	その他の施設（1 日につき）
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5,140 円

2-19 避難確保計画策定支援委員会設置要綱

平成 29 年 7 月 10 日要綱第 243 号

(設置)

第 1 条 浸水想定区域内にある要配慮者施設の避難確保計画策定等を支援するため、避難確保計画策定支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 避難確保計画の策定支援に関すること。
- (2) 避難確保計画策定等に関する情報の交換に関すること。
- (3) 要配慮者施設との連携構築に関すること。
- (4) その他計画策定支援等に関して必要と認められること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、危機管理室長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員長は、委員会の運営上必要があると認められるときは、委員以外の職員を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の職員から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 6 条 委員会に、委員会の所掌事務の円滑な遂行に必要な作業を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき職員は、委員長が指名する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、危機管理室において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 10 日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 16 日要綱第 3 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

危機管理室長	こども未来課長	健康づくり課長
福祉相談課長	保育課長	道路整備課長
障害福祉課長	長寿はつらつ課長	教育指導課長

2-20 朝霞市避難行動要支援者支援制度実施要綱

平成 28 年 12 月 26 日要綱第 108 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び朝霞市地域防災計画に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するための制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要なものをいう。
- (2) 避難行動要支援者名簿 次条に定める避難行動要支援者の範囲の者で作成された名簿をいう。
- (3) 避難行動要支援者台帳 避難行動要支援者名簿の登録者のうち、避難支援等関係者に対し、名簿の情報を提供することを避難行動要支援者本人の同意を得た上で作成された台帳をいう。
- (4) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (5) 避難支援等関係者 自治会・町内会、自主防災組織、民生委員児童委員、朝霞市社会福祉協議会、朝霞市消防団、朝霞消防署、埼玉県朝霞警察署、地域包括支援センターその他市長が必要と認めた団体をいう。

(避難行動要支援者の範囲)

第 3 条 この要綱において、避難行動要支援者の範囲は、市内に住所を有し、かつ、災害時に避難することが困難な在宅者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 75 歳以上の者のみで構成する世帯に属する者
- (2) 要介護 1 以上の認定を受けている者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が 1 級から 3 級までの者及び 4 級で種別が第一種のもの
- (4) 療育手帳（埼玉県療育手帳制度要綱（平成 14 年埼玉県告示第 1365 号）によるもの）の交付を受けている者で、その障害程度の等級が又は A のもの
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が 1 級又は 2 級のもの
- (6) 難病に係る医療受給者証の交付を受けている者
- (7) 障害支援区分の認定を受けている者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、本人又は避難支援等関係者からの申出により支援が必要と認められたもの

(登録の届出)

第 4 条 避難支援等関係者の支援を受けようとする避難行動要支援者は、朝霞市避難行動要支援者台帳登録届出書（様式第 1 号。以下「届出書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による手続について、避難行動要支援者の身体の状態等により避難行動要支援者本人による必要事項の記載及び提出が困難な場合は、本人の家族等の者が本人に代わりこれを記載し、提出することができる。
- 3 市長は、民生委員児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の把握及び登録のために必要な調査を行うことができる。
- 4 避難行動要支援者は、前項の調査の際、第 1 項の届出書の提出を行うことができる。
- 5 前項の届出書を受けた避難行動要支援者に係る情報は、これを次条第 1 項の避難行動要支援者台帳に登載し避難支援等関係者で共有する。

(避難行動要支援者台帳の作成)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の届出書の提出があった場合は、朝霞市地域防災計画の定めるところによ

り、避難支援等を実施するための基礎とする朝霞市避難行動要支援者台帳（様式第2号。以下「台帳」という。）を作成しなければならない。

2 台帳には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。）の氏名、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- (8) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3 台帳の作成については福祉部障害福祉課及び長寿はつらつ課が行う。

4 危機管理室及び関係各課は、避難支援等関係者へ台帳を提供するとともに避難行動要支援者の支援を要請する。

（台帳等の情報の利用及び提供）

第6条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得た上で避難支援等関係者に対し、台帳の情報を提供するものとする。

2 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の情報を提供することができる。この場合において、名簿の情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（台帳の登録内容の変更等）

第7条 台帳に登録を受けた避難行動要支援者は、届出書に記載された事項に変更があったとき、又は当該登録を廃止しようとするときは、朝霞市避難行動要支援者登録変更・廃止届出書（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、台帳に登録を受けた避難行動要支援者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 第3条各号に規定する者でなくなったとき。
- (3) 死亡したとき。

3 市長は、第1項の規定による届出があったとき、前項の規定による取消しをしたとき、又は登録の内容に変更等があったことを知ったときは、台帳の情報を変更し、又は登録を取り消すとともに、その旨を避難支援等関係者に通知するものとする。

（名簿等の更新）

第8条 名簿及び台帳の更新は、原則として年1回とする。

（避難支援等関係者による支援）

第9条 避難支援等関係者は、避難行動要支援者に対し、台帳の情報を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 災害時における避難誘導、救出活動及び安否確認
- (2) 前号の支援を容易にするために日常生活において行う声掛け及び防災訓練等への参加の呼び掛け
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な支援

(台帳の取扱いに関する誓約)

第10条 避難支援等関係者は、第6条第1項の規定により台帳の提供を受けようとするときは、朝霞市避難行動要支援者台帳受領書兼誓約書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、提供した台帳の管理の状況に関して、避難支援等関係者に報告させ、又は調査に協力するよう求めることができる。

(避難行動要支援者支援体制の整備)

第11条 市は、自主防災組織、民生委員児童委員、朝霞市消防団等の地域防災の担い手と連携して災害発生時等における避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努めるものとする。

(市の責務)

第12条 危機管理室及び関係各課は、この要綱に基づき実施される避難行動要支援者支援制度に係る次の事項について実施するよう努めるものとする。

- (1) 避難行動要支援者からの台帳への登録を促進するため、地域との連携等による普及啓発
- (2) 法令又は地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮した災害応急対策
- (3) 避難行動要支援者に該当する者の把握に努めるとともに、届出による登録の勧奨
- (4) 広報紙等を通じた避難行動要支援者支援対策の周知
- (5) 避難行動要支援者の避難支援等が円滑に行われるよう、避難支援等関係者との連絡体制等の構築(庁内連絡会の設置)

第13条 避難行動要支援者への支援を迅速かつ円滑に実施するために、避難行動要支援者支援制度庁内連絡会(以下「庁内連絡会」という。)を設置する。

(庁内連絡会の所掌事務)

第14条 庁内連絡会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 避難行動要支援者支援の推進に関すること。
- (2) 避難行動要支援者支援等に関する情報の交換に関すること。
- (3) 避難支援等関係者との連携構築に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、避難行動要支援者支援に関して必要と認められること。

(庁内連絡会の組織)

第15条 庁内連絡会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、危機管理室長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

(庁内連絡会の委員長及び副委員長)

第16条 委員長は、庁内連絡会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庁内連絡会の会議)

第17条 庁内連絡会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員長は、庁内連絡会の運営上必要があると認められるときは、委員以外の職員を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の職員から資料の提出を求めることができる。

(庁内連絡会の庶務)

第18条 庁内連絡会の庶務は、危機管理室において処理する。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 12 月 26 日から施行する。
(朝霞市災害時要援護者登録制度実施要綱の廃止)
- 2 朝霞市災害時要援護者登録制度実施要綱は、廃止する。
(経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の朝霞市災害時要援護者登録制度実施要綱の規定に基づき作成された朝霞市災害時要援護者登録名簿は、台帳が作成されるまでの間この要綱の規定に基づき作成された台帳とみなす。

附 則 (平成 30 年 3 月 14 日要綱第 13 号)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 4 月 1 日要綱第 54 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和 4 年 3 月 9 日要綱第 26 号)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 9 月 1 日要綱第 90 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表 (第 15 条関係)

危機管理室長
地域づくり支援課長
福祉相談課長
障害福祉課長
長寿はつらつ課長

様式第 1 号 (第 4 条関係) 略

様式第 2 号 (第 5 条関係) 略

様式第 3 号 (第 7 条関係) 略

様式第 4 号 (第 10 条関係) 略

2-21 朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付要綱

令和3年3月31日要綱第50号

(趣旨)

第1条 この要綱は、風水害の発生に伴う新型コロナウイルス感染症の拡大及び当該新型コロナウイルス感染症に感染した場合の病状の程度が重篤となるおそれのある者への感染を防止するため、市長が避難勧告等を発令したときに、避難することを目的として宿泊施設に宿泊した要配慮避難者等に対して朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難勧告等 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第56条第1項及び第60条第1項に規定する避難のための立ち退きの準備、勧告及び指示をいう。
- (2) 要配慮避難者 朝霞市避難行動要支援者支援制度実施要綱（平成28年朝霞市要綱）第4条第1項に規定する朝霞市避難行動要支援者台帳登録届出書の提出をしている者で、避難勧告等が発令された際に当該地域に居住しているものをいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者が営む施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、風水害の発生時において宿泊施設を避難場所として利用した者のうち、次に掲げる者とする。

- (1) 要配慮避難者及びその同伴者1名
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(補助の対象経費)

第4条 補助の交付の対象となる経費は、風水害の発生時において避難勧告等の発令から解除までの間に宿泊施設に宿泊するために要した経費（宿泊施設までの移動に要した経費を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 市長は、この要綱に基づき予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の額は、一人につき、一泊当たり、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額又は前条に規定の宿泊施設に宿泊するために要した経費のいずれか低い額とする。

- (1) 市内宿泊施設 5,000円
- (2) 市外宿泊施設 4,000円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、宿泊期間の最後の日の属する年度の末日までに、朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊施設が発行した領収書の写し
- (2) 宿泊した要配慮避難者における公的機関が発行する身分証明書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、速やかに朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請書等を提出した者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 市長は、前条に規定する補助金の交付の決定をしたときは、申請書に記載された口座に振込みにより交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたと認められるときは、朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により、当該交付の決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に当該交付の決定に係る補助金が交付されているときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還するよう求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係) 略

様式第2号(第7条関係) 略

様式第3号(第9条関係) 略

3 国、県の基準等

3-1 被害の判定基準

区 分	基 準
人的被害	1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。 2 「行方不明者」とは、当該被害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。 3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 6 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 8 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

区 分	基 準
	2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公共保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害は、全壊又は半壊の被害をうけたもののみを記入するものとする。
その他の被害	1 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 3 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。 4 「学校」とは、学校教育法第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。 5 道路とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。 6 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 7 「河川」とは、河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 8 「港湾」とは、港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。 9 「砂防」とは、砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 10 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 11 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 12 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 13 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 14 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 15 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 16 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 17 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 18 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 19 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	1 「公立文教施設」とは、公共の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する

区 分	基 準
	る法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。 6 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 7 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 8 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 9 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 10 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。 11 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

3-2 災害救助法による救助の種類、方法、期間等

(内閣府、令和5年6月)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のアエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		○賃貸型応急住宅 1 規模建設型仮設住宅に準じる 2 基本額地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1 / 3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4 月～9 月)冬季(10 月～3 月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下表の金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の費用の限度額

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すご とに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200 円	24,600 円	36,500 円	43,600 円	55,200 円	8,000 円
	冬	31,800 円	41,100 円	57,200 円	66,900 円	84,300 円	11,600 円
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300 円	8,400 円	12,600 円	15,400 円	19,400 円	2,700 円
	冬	10,100 円	13,200 円	18,800 円	22,300 円	28,100 円	3,700 円

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり50,000円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童4,800円 中学校生徒	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円		
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 219,100 円以内 小人（12 歳未満） 175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、 3,500 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外： 1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第 4 条第 1 項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第 4 条第 2 項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3-3 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）

1 災害救助用米穀の引渡し の体制整備

(1) 農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が発動され、救援を行う場合

(2) (1) の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする。

イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける。

ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。

(ア) (1) のアの場合は、30 日以内（次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3 か月以内）であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1) のイの場合は、3 か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

(1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書（案）様式 4-24）により契約を締結する。

(2) 農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1) 及び(2) の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式 4-24）により契約を締結するものとする。

3-4 火災・災害等即報要領

(昭和59年10月15日 消防災第267号 消防庁長官)
(最終改正 令和5年5月 消防応第55号)

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲でその第1報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。

ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段

の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

- (3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告することができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

- (5) (1)から(4)までにかかわらず、災害等により、消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館、国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの

d トンネル内車両火災

e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等（例示）

・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（ア）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- ア 地震
 - (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
 - (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの
- イ 津波
 - (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの（ウ）に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ（ア）、（イ）に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウ（ア）、（イ）に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるもの）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

- (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

- (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
- (エ) り災者の避難保護の状況
- (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
- ウ 林野火災
 - (ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
 - ※必要に応じて図面を添付する。
 - (イ) 林野の植生
 - (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - (エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- エ 交通機関の火災
 - (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - (イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を

設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難指示の発令状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBC検知結果（剤の種類、濃度等）

- ・被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1) (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること

(2) 第4号様式(その2) (被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

3-5 気象庁震度階級関連解説表

○人の体感・行動屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には目が覚める人もある。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがある。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばされることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

○木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに、傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

○鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

○地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

○ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者・管理者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者・管理者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全確認のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

○大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスッロシグ	長周期地震動により石油タンクのスッロシグ（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出ることなどがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

3-6 警報・注意報の発表地域区分



3-7 埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一「宅地」とは、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被

害を及ぼすおそれのある土地をいう。

二「宅地判定士」とは、被災宅地危険度判定を実施する者として、埼玉県被災宅地危険度判定士登録要綱（以下「登録要綱」という。）に基づき知事が被災宅地危険度判定士登録名簿に登録した者をいう。

三「被災宅地危険度判定」（以下「危険度判定」という。）とは、宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

四「危険度判定実施本部」とは、危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。

五「危険度判定支援本部」とは、被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、県に設置する組織をいう。

六「被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下「全国協議会」という。）とは、都道府県相互の支援等に関して事前に都道府県間の調整を行い、被災宅地危険度判定制度の実施体制の整備を図るために設置された組織をいう。

(県の事前準備)

第3条 知事は、危険度判定の実施に関する事項について、県内の市町村及び関係団体等と協議し、調整に努めるものとする。

- 2 知事は、市町村の協力を得て、危険度判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるものとする。
- 3 知事は、登録要綱に基づき宅地判定士の登録及び更新に関する事務を行うものとする。
- 4 知事は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を行うものとする。
- 5 知事は、危険度判定について、住民に周知させるため必要な処置を講じるものとする。

(市町村の事前準備)

第4条 市町村長は、危険度判定の実施に関する事項について、県と協議し、調整に努めるものとする。

- 2 市町村長は、危険度判定の円滑な実施のため、体制の整備を行うものとする。
- 3 市町村長は、危険度判定について住民に周知させるため必要な処置を講じるものとする。

(宅地判定士の事前準備)

第5条 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努めるものとする。

- 2 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努める

ものとする。

(危険度判定の実施)

第6条 市町村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。

2 市町村長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

3 市町村長は、危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。

4 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じるものとする。

5 市町村長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。

6 被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関し必要な措置を講じるものとする。

(判定結果の表示等)

第7条 市町村長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の規定による危険度判定結果の表示は、全国協議会の定める判定実施マニュアル等の手引による。

(資機材の調達及び備蓄)

第8条 県、市町村及び関係団体等は、危険度判定用資機材の調達及び備蓄に努めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

4 災害協定・覚書一覧

	協定・覚書名称	協定・覚書先	締結年月日	協定・覚書の内容	◎連絡窓口となる班・関係班
◆ 相互応援					
1	災害時相互応援に関する協定	志木市・新座市・和光市	H8. 8. 29	避難場所等の相互利用、災害資機材及び物資の相互提供	◎本部班 ・市民班、福祉班、教育班ほか
2	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県内市町村	H19. 5. 1	食料、資機材等及び医療、施設の応急復旧等に必要な資機材、他 8 項目	◎本部班 ・市民班、医療対策班ほか
3	災害時の応援に関する協定	岐阜県瑞浪市	H23. 9. 2	食料の提供、職員等の派遣	◎本部班 ・職員班、市民班ほか
4	災害時の応援に関する協定	長野県佐久市	H23. 10. 21	食料の提供、職員等の派遣	◎本部班 ・職員班、市民班ほか
5	災害相互援助協定	山形県東根市	H24. 11. 22	相互応援協定	◎本部班 ・職員班、各班
6	災害相互援助協定	福島県須賀川市	H27. 8. 1	相互応援協定	◎本部班 ・職員班、各班
◆ 複合・その他					
7	災害時における朝霞市と日本郵便朝霞支店の協力に関する協定	日本郵便(株)朝霞郵便局	H9. 12. 18	葉書等の無償交付、郵便物の料金免除等	◎本部班
8	地域における協力に関する協定・災害発生時における協力に関する協定	日本郵便(株)	R3. 3. 5	高齢者等の見守り活動、道路の損傷等の情報提供、被災状況の相互提供	◎本部班
9	災害時における応急対策活動基本協定	朝霞市商工会	H18. 9. 1	建設資機材、生活物資、保管場所の提供、運送等	◎本部班 ・建設活動班、市民班
10	災害時の応急活動用地の使用に関する協定	(学法)細田学園	H20. 12. 24	グラウンドの使用	◎本部班
11	災害時における電力復旧に関する覚書	東京電力パワーグリッド(株)志木支社	H22. 2. 5	電力復旧重要施設の早期復旧	◎本部班 ・管財班、医療対策班、福祉班ほか
12	災害時における避難場所利用及び応急対策業務に関する協定	前田道路(株)朝霞合材工場	H28. 5. 25	一時避難場所の提供 道路啓開や応急復旧等	◎本部班 ・建設活動班
13	災害時用公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株)埼玉事業部	H28. 10. 4	災害発生時の通信手段の確保	◎本部班
14	地域貢献型広告に関する協定	東電タウンプランニング(株)	H31. 4. 24	市内における地域貢献型広告の掲出	◎本部班
15	災害時における施設等の利用に関する協定	(独法)労働政策研究・研修機構労働大学校	R2. 9. 1	災害時における避難所、物資集積場所及び支援車両駐車場の提供	◎本部班 ・管財班、市民班、福祉班、教育班
16	災害時における動物救護活動に関する協定	埼玉県獣医師会南支部	H29. 3. 3	災害時の動物救護活動に対する協力	◎市民班
17	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会	H29. 11. 22	災害時の罹災証明書等に関する相談業務	◎市民班
18	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会	R2. 10. 6	災害発生時における被災者等相談	◎市民班
19	災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定	三協フロンティア(株)	R3. 8. 5	救援物資(ユニットハウス、仮設トイレ等)の供給	◎本部班 ・建設活動班、環境班
20	災害時におけるトイレトレーラー運転手の派遣の協力に関する協定	ロータス RV 販売(株)	R5. 3. 30	運転手の派遣	◎環境班

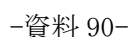
	協定・覚書名称	協定・覚書先	締結年月日	協定・覚書の内容	◎連絡窓口となる班・関係班
21	災害時における救援物資(トイレトレーラー)の供給に関する協定	(株)丸沼倉庫	R5. 4. 6	トイレトレーラーの供給	◎環境班
22	損害調査結果の提供及び利用に関する協定	三井住友海上火災保険(株)	R6. 12. 13	損害調査結果の提供	◎調査班
◆ 避難					
23	災害時における避難場所相互利用に関する協定	さいたま市	H9. 1. 17	避難場所相互利用	◎本部班 ・ 市民班、福祉班、教育班
24	朝霞校舎の避難場所の承認	東洋大学	H16. 11. 15	3号館及び体育館を避難所とする。後に体育館のみ	◎本部班 ・ 市民班、福祉班、教育班
25	災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立朝霞高等学校	H22. 11. 1	体育館、格技場、トイレシャワー棟、合宿所、グラウンドを避難施設として利用	◎本部班 ・ 市民班、福祉班、教育班
26	災害時における避難所利用に関する協定	(株)丸沼倉庫 物産ロジスティクスソリューションズ	H24. 7. 8 (R1. 11. 29追加)	災害時における避難場所の提供	◎本部班 市民班、福祉班、教育班
27	災害時における避難場所利用及び応急対応に関する協定	(株)朝日アセット・マネジメント	H29. 10. 20	一時避難場所の提供 生活用品等の提供	◎本部班 ・ 市民班
28	災害時における応援協力に関する協定	(公財)朝霞市文化・スポーツ振興公社	R2. 11. 11	災害時における公社職員の避難所運営等に関する応援	◎本部班 ・ 職員班、市民班、福祉班、教育班
29	災害時における一時避難場所の提供及び生活物資の供給に関する協定	(株)カインズ	R2. 12. 17	一時避難場所の提供 生活用品等の提供	◎本部班 ・ 市民班
30	災害発生時における宿泊施設の提供等に関する協定	(株)ホスピタリティオペレーションズ	R3. 12. 28	「スマイルホテル北朝霞」を一時避難場所としての利用	◎本部班 ・ 市民班、福祉班、教育班
31	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	(株)デベロップ (株)マイタウン	R4. 2. 4	レスキューホテルの提供	◎本部班 ・ 市民班、福祉班、教育班
32	災害時における避難所利用及び避難所における運動支援に関する協定	(株)ルネサンス 小寺 瑠璃子	R4. 2. 17	避難場所の提供及び避難所での運動支援	◎本部班 ・ 市民班、福祉班、教育班
33	災害発生時における宿泊施設の提供等に関する協定	東横 INN 北朝霞駅西口	R5. 2. 16	一時避難場所としての利用	◎本部班 ・ 市民班、福祉班、教育班
34	災害時における帰宅困難者への一時滞在施設の提供に関する協定	(株)遊楽	R6. 5. 1	一時避難場所としての利用	◎本部班
35	災害時における農地(市民農園)の使用に関する協定	青葉台農園土地所有者	H22. 7. 1	市民農園農地の一時避難場所等としての利用	◎本部班 ・ 市民班
◆ 災害情報・通信					
36	災害時の情報収集に関する協定	朝霞アマチュア無線クラブ	H20. 6. 30	情報収集の依頼	◎財務・情報班

	協定・覚書名称	協定・覚書先	締結年月日	協定・覚書の内容	◎連絡窓口となる班・関係班
37	公共情報通信基盤を利用した情報提供及び活用に関する協定	荒川上流河川事務所	H23. 6. 8	公共情報通信基盤網（広域情報ネットワーク）を利用した河川情報等の情報交換	◎財務・情報班
38	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	H23. 8. 23	国土交通省の情報連絡員（リエゾン）を派遣	◎財務・情報班
39	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	H30. 5. 24	災害時における地図の提供	◎財務・情報班
40	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	R2. 3. 31	市HPのキャッシュサイト掲載、yahoo!防災アプリの使用	◎財務・情報班
41	災害時における放送等に関する協定	(株)ジェイコム埼玉・東日本	R2. 8. 27	災害時におけるJ:COMチャンネルでの緊急放送	◎財務・情報班
42	災害時緊急放送に関する協定	(株)コミュニティシェアFM	R3. 5. 20	災害時におけるラジオからの災害情報の放送	◎財務・情報班
43	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	(株)バカン	R3. 7. 8	災害時各避難所の混雑状況をインターネットを通じて提供するシステムの導入	◎財務・情報班・市民班、福祉班、教育班
◆ 管財					
44	災害時におけるバス利用に関する協定	(一社)埼玉県バス協会西部地区部会	H21. 8. 4	バスによる避難者輸送	◎管財班・市民班、福祉班、教育班
45	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	埼玉県電気工事工業組合	H21. 11. 26	公共施設等における電気設備等の復旧活動等の支援	◎管財班
46	災害時における燃料等の優先供給に関する協定	埼玉県石油業協同組合朝霞支部	H23. 11. 1	燃料の優先供給	◎管財班
47	災害時及び災害応援活動における物資等の輸送に関する協定	(一社)埼玉県トラック協会朝霞支部	H24. 2. 1	トラックによる輸送	◎管財班・市民班
48	災害時における車両貸渡に関する協定	埼玉県レンタカー協会	R2. 8. 6	災害時におけるレンタカーの貸渡	◎管財班
49	災害時における車両貸渡に関する協定	(株)アイ・ティ・エス	R4. 1. 5	災害時における車両貸渡	◎管財班
50	災害時における電動車両等の支援に関する協定	東日本三菱自動車販売(株)三菱自動車工業(株)	R4. 7. 22	電気自動車の借用	◎管財班
◆ 飲食料・生活物資					
51	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	あさか野農業協同組合	H11. 4. 1	食料、生活物資等の提供(有料)	◎市民班
52	災害時における緊急設備支援に関する協定	(株)セレスポ	H12. 4. 1	協定避難場所に設置する	◎市民班
53	災害時におけるLPガス応急対応に関する協定	(一社)埼玉県LPガス協会朝霞支部	H14. 7. 17	LPガスの仮設供給等	◎市民班
54	災害時における救援物資(飲料水)の提供に関する協定	三国コカ・コーラボトリング(株)	H17. 2. 10	飲料水の提供	◎市民班
55	災害時における救援物資(飲料水)の提供に関する協定	(株)伊藤園	H20. 7. 18	飲料水の提供	◎市民班

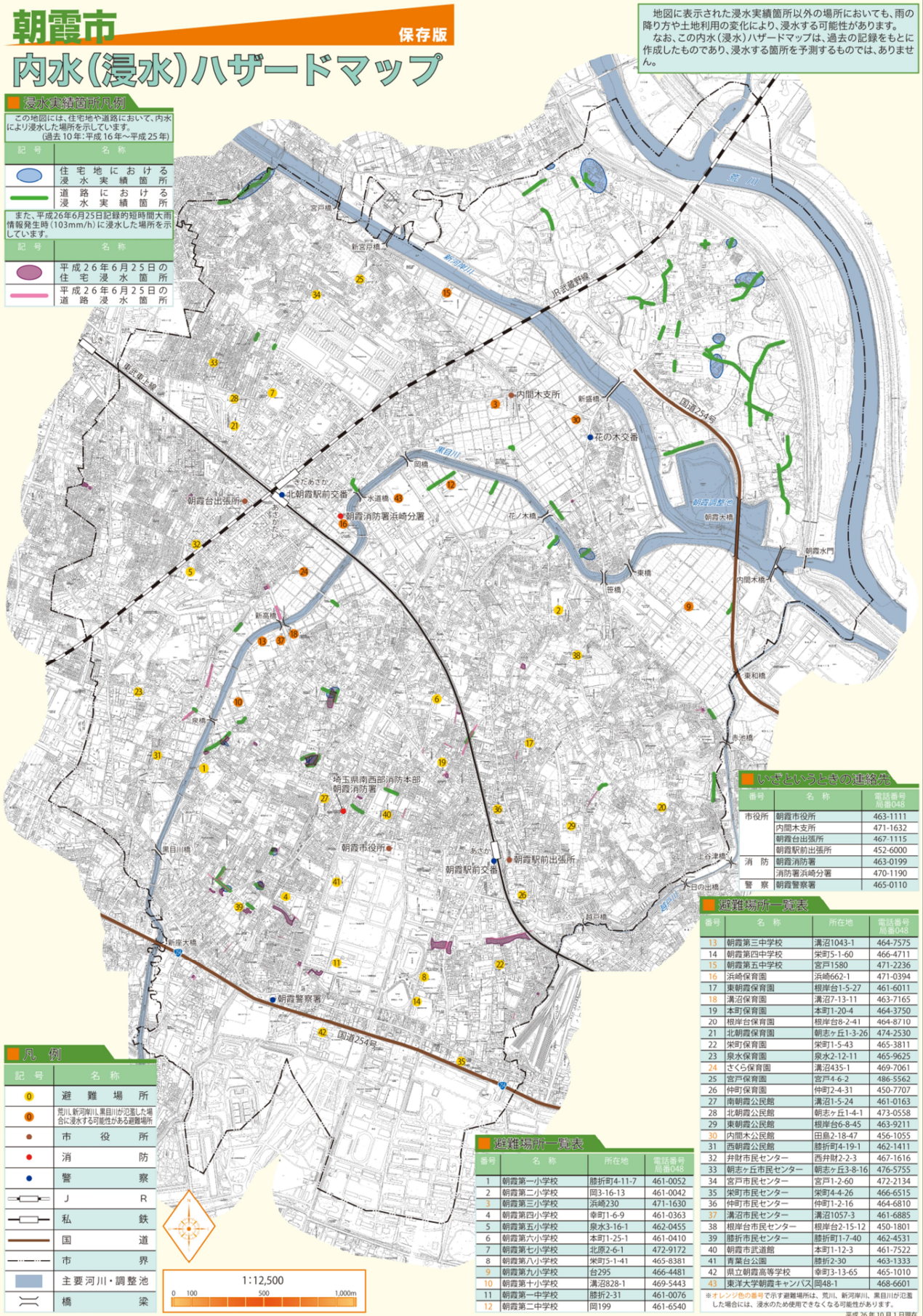
	協定・覚書名称	協定・覚書先	締結年月日	協定・覚書の内容	◎連絡窓口となる班・関係班
56	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープみらい	H24. 11. 13	食料、生活必需品等の調達及び供給	◎市民班
57	災害時における生活物資の供給等の協力に関する協定	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H28. 1. 8	飲食料及び生活必需品等の調達及び供給	◎市民班
58	災害時における物資供給に関する協定	(株)イトーヨーカ堂	R2. 12. 17	食料品及び生活必需品等の物資の供給	◎市民班
59	大規模災害発生時における商品の無償提供に関する協定	(株)ダイト	R3. 3. 29	災害時における自動販売機（賃貸借契約物件番号 A18、C18、C19）商品の無償提供	◎市民班
60	大規模災害発生時における商品の無償提供に関する協定	大蔵屋商事(株)	R3. 3. 29	災害時における自動販売機（賃貸借契約物件番号 C17）商品の無償提供	◎市民班
61	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便(株)北関東支店	R4. 1. 6	災害時における支援物資受入業務	◎市民班
62	災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定書	東京キリンビバレッジサービス(株)埼玉南支店	R6. 4. 1	飲料水の提供	◎市民班
◆ 保健・医療・福祉					
63	災害時における医療救護活動に関する協定書	(一社)朝霞地区医師会	H27. 12. 12	災害時における医療救護活動	◎医療対策班
64	災害時における歯科医療救護活動に関する協定書	(一社)朝霞地区歯科医師会	H27. 12. 12	災害時における歯科医療救護活動	◎医療対策班
65	災害時における医療救護活動に関する協定書	(一社)朝霞地区薬剤師会	H27. 12. 12	災害時における医療救護活動	◎医療対策班
66	朝霞市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	朝霞市社会福祉協議会	R5. 12. 26	ボランティアセンターの設置・運営	◎福祉班
◆ インフラ					
67	緊急時における朝霞浄水場の水道水の提供について（確認書）	東京都水道局朝霞浄水場	H16. 11. 15	近辺住民及び給水車等への水道水の提供	◎上下水道班
68	災害時における井戸水の供給支援に関する協定	(株)武蔵野ホールディングス	H23. 1. 27	井戸水を供給	◎上下水道班
69	災害時の応急給水活動用地の使用に関する協定書	宗教法人東圓寺	H28. 11. 6	応急給水活動のための駐車場用地の一時使用	◎上下水道班
70	災害発生時における水道施設の応援復旧作業の応援に関する協定	朝霞市指定給水装置工事事業者（11者）	H21. 4. 1	給水施設等の被害状況調査、緊急修繕及び応急給水	◎上下水道班
71	災害時における応援協力に関する協定書	アクアイースト(株)	R5. 7. 1	水道施設の緊急事態における電話窓口対応、災害情報の提供等	◎上下水道班
72	田子山樋管可搬式ポンプの運転管理等に関する覚書	志木市	H18. 1. 4	田子山樋管に設置の可搬ポンプ（朝霞市1台、志木市2台）は、先着市が運転作業する	◎建設活動班
73	災害時における応急対策活動における建設資機材等の提供に関する協定	朝霞市商工会建設部会	H18. 9. 1	建設資機材の提供	◎建設活動班

	協定・覚書名称	協定・覚書先	締結年月日	協定・覚書の内容	◎連絡窓口となる班・関係班
74	朝霞市災害応急復旧に関する覚書	市内土木事業者 8 社、市内造園事業者 5 社	R4. 4. 1	市道の応急復旧等	◎建設活動班
◆ 福祉避難所					
75	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	特別養護老人ホーム朝光苑	H24. 6. 1	福祉避難所の利用	◎福祉班
76	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	総合福祉センター	H24. 6. 1	福祉避難所の利用	◎福祉班
77	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	埼玉県社会福祉事業団あさか向陽園	H24. 12. 1	福祉避難所の利用	◎福祉班
78	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	障害者ふれあいセンター	H28. 9. 1	福祉避難所の利用	◎福祉班
79	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	特別養護老人ホーム内間木苑	R3. 2. 1	福祉避難所の利用	◎福祉班
80	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	特別養護老人ホームハレルヤ	R3. 2. 1	福祉避難所の利用	◎福祉班
81	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	特別養護老人ホーム花水木の里	R3. 2. 1	福祉避難所の利用	◎福祉班
82	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	多機能型障害福祉サービス事業所ひまわり工房	R3. 2. 1	福祉避難所の利用	◎福祉班
83	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	(株)日本クリード	R4. 2. 1	福祉避難所の利用	◎福祉班
84	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	介護老人保健施設ケアライフ朝霞	R4. 2. 1	福祉避難所の利用	◎福祉班
85	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	介護老人保健施設グリーンビレッジ朝霞台	R5. 2. 1	福祉避難所の利用	◎福祉班
86	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	介護老人保健施設つつじの郷	R5. 2. 1	福祉避難所の利用	◎福祉班
87	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	児童発達支援センター元気キッズチルズ	R5. 2. 1	福祉避難所の利用	◎福祉班
88	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	グループホーム桜ヶ丘	R6. 2. 1	福祉避難所の利用	◎福祉班

5-1 水害ハザードマップ

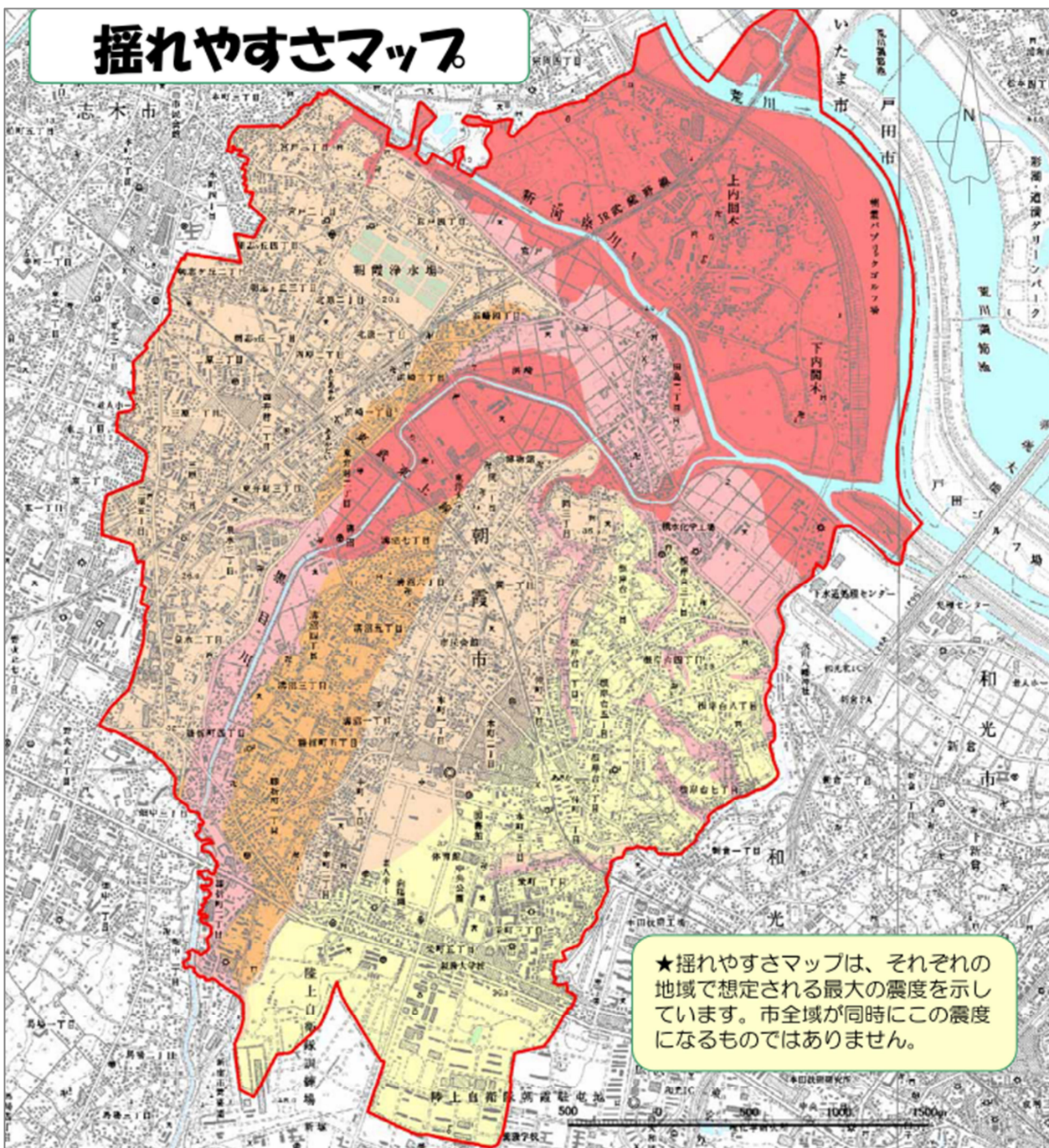


5-2 内水ハザードマップ



5-3 地震防災マップ

(1) ゆれやすさマップ



凡 例

出典) 気象庁震度階級関連解説表

震度階級 (計測震度)	震度6強(6.0以上6.5未満)		震度6弱(5.5以上6.0未満)
	強い揺れ	(6.3) (6.2) (6.1) (6.0)	(5.9)
屋内の状況	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。		固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
屋外の状況	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。		壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
木造建物(住宅)	耐震性が高い: 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 耐震性が低い: 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。		耐震性が高い: 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 耐震性が低い: 壁などのひび割れ・亀裂が増える。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。